

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



Home Office

英国内務省

国別政策及び情報ノート

パキスタン：キリスト教徒及び改宗キリスト教徒

第5.0版

2024年4月

目次

要旨	4
評価	5
1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の確認/照会事項	5
1.1 信ぴょう性	5
1.2 適用除外	6
2. 難民条約上の理由	6
3. リスク	6
3.1 国家行為者からのリスクーキリスト教徒	6
3.2 国家行為者からのリスクー改宗キリスト教徒	9
3.3 非国家行為者からのリスクーキリスト教徒	10
3.4 非国家行為者からのリスクー改宗キリスト教徒	12
4. 保護	13
5. 国内転居	14
6. 証明	15
国別情報	16
7. 背景	16
7.1 歴史及び起源	16
7.2 人口動態	17
7.3 教会とキリスト教徒コミュニティ	18
8. 法的文脈	20
8.1 国際的／憲法上の枠組み	20
8.2 属人法	20
8.3 身分証明書類	21
8.4 背教（イスラム教の放棄）	21
8.5 神への冒とく	23
9. 経済的／社会的／文化的な権利	24
9.1 宗教の自由に関する全世界的格付け	24
9.2 政治的代表参加	25
9.3 キリスト教徒の祭典	26
9.4 教育とリテラシー	27
9.5 雇用と所得	30
9.6 医療	32
10. 国家による処遇及び姿勢	33
10.1 少数派の権利の保護と支援	33

10.2 差別と虐待.....	35
10.3 神への冒とく関連法の適用.....	37
10.4 神への冒とくに関連する有罪判決と無罪放免.....	39
10.5 神への冒とく関連法の悪用に対する応答.....	42
10.6 治安及び暴力への対応.....	45
11. 社会的処遇.....	46
11.1 布教活動及びキリスト教的材料の所持又は提示.....	46
11.2 神への冒とくの嫌疑及びキリスト教徒に対する攻撃.....	48
11.3 改宗キリスト教徒.....	51
11.4 強制改宗と強制結婚.....	52
付録A.....	55
在イスラマバード英国高等弁務官事務所（BHC）からCPIT宛ての書簡.....	55
付録B.....	58
在イスラマバード英国高等弁務官事務所（BHC）からCPIT宛ての書簡.....	58
版管理及びフィードバック	59

要旨

パキスタンではキリスト教徒は少数派宗教集団であり、総人口に占める割合は2%弱で、カトリックとプロテスタントに分かれ、大部分がパンジャブ（Punjab）州で暮らしている。キリスト教徒は概して自分の信仰を実践し、教会に通い、宗教的な活動や祭典に参加できる。キリスト教徒は公的差別、恣意的な逮捕、治安部隊からの嫌がらせ、拘禁時の暴力に見舞われる可能性があるが、入手可能な証拠は、これが体系的又はまん延していることを示唆するものではない。

キリスト教徒は、他の宗教の信徒からの自分達に対する敵対的な姿勢や行為を含め、社会的差別を受ける。改宗キリスト教徒は排斥、偵察を含む移動制限、家族による「自宅軟禁」、自分や自分の財産に対する差別、威嚇、暴力、自警団攻撃に直面する可能性がある。神への冒とくの告発は、あらゆる信仰に対して、個人的な評価の解決又は個人的利得を目的に使用される。神への冒とくの嫌疑が本当であると認められるか否かを問わず、告発される当人、その家族、及びコミュニティ全体が時々、自警団による暴力や、さほど多くはないが、標的を絞った殺害に直面する。

改宗を禁ずる法律はないが、イスラム教の放棄（背徳）は神への冒とくの一形態であると幅広く捉えられている。2020年から2023年にかけて、キリスト教徒は神を冒とくしたとして非難されたが、起訴された又は有罪判決となった例の件数は不明である。神への冒とく関連法では、罰金から10年以下の懲役又は死刑に至るまで厳罰を規定しているが、処刑は執行されていない。

概して、生まれながらのキリスト教徒は、国家行為者及び／又は非国家行為者による、性質や反復度が十分に重大である取扱い、あるいは迫害に相当する十分に重大である様々な措置の累積に直面するとは考えにくい。

布教活動を追求するキリスト教徒、及び／又はイスラム教徒から改修したことが知られているキリスト教徒（背教者）は、神を冒とくしたとする告発に直面する可能性がある。神への冒とくの告発が国家行為者又は非国家行為者のいずれかによって積極的に追求されていることを実証できる人は、迫害されるという現実のリスクを立証し得ると考えられる。

概して、自分の信仰や改宗について開放的である改宗キリスト教徒は、自分が非国家行為者から受ける取扱いが性質や反復度において十分に重大であること、あるいは迫害に相当するほど十分に重大である様々な措置の累積を実証し得ると考えられる。

国外にいる間にイスラム教からキリスト教へ改宗してからパキスタンに帰還し、布教活動を積極的に追求若しくは自分の信仰を公然と表明するわけではない、及び／又は自分の宗教を個人的問題と捉える人は、キリスト教の実践を控えめに継続できると考えられるが、そうした裁量の理由が考慮されなければならない（「信ぴょう性と難民地位の評価に関する庇護手順」を参照のこと）。

概して、国家はキリスト教徒に対する効果的な保護を申し出る意思と能力の両方を有し、生まれながらのキリスト教徒は国内で転居できると予想される。国内転居は、自分の信仰や改宗について開放的で、かつ非国家行為者によって提起された信ぴょう性のある神への冒とくの嫌疑が自分に対して積極的に追求されていることを実証できる改宗キリスト教徒の場合、合理的な措置にはならないと予想される。

請求が拒否される場合、2002年国籍・移民・庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act）の第94条の下で「明らかに根拠がない」と証明できる可能性は低い。

評価

キリスト教には複数の宗派があり、それぞれ信念や実践が異なる。パキスタン在住のキリスト教徒にはカトリック、プロテスタント（英国教会系（Anglican）、メソジスト（Methodist）、長老派（Presbyterian）、ルター派（Lutheran））及びその他、福音主義者（Evangelist）や刷新主義者（Renewalist）などの小規模な運動が含まれる。

[目次に戻る](#)

1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の確認/照会事項

1.1 信ぴょう性

- 1.1.1 信ぴょう性評価に関する情報については、「信ぴょう性及び難民の地位の評価」に記載の指示を参照のこと。
- 1.1.2 意思決定者は、英国ビザ又は他の形態の許可が過去に申請されたかどうかも確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである（「ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護請求に関する庇護手順」参照）。
- 1.1.3 ある人が申し立てる出身地をめぐって疑問がある場合、意思決定者は、可能であれば言語分析テストも検討すべきである（「言語分析に関する庇護手順」参照）。

公式 – 機密情報：開示対象外 – セクションの始まり

- 1.1.4 このページに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

公式 – 機密情報：開示対象外 – セクションの終わり

[目次に戻る](#)

1.2 適用除外

- 1.2.1 意思決定者は、適用除外条項のうち1つ（又は複数）が適用可能かどうかを検討するに足る重大な理由の有無を検討しなければならない。各事例を、個別の事実や本案に基づいて検討しなければならない。
- 1.2.2 当人は難民条約（Refugee Convention）の適用から除外される場合、人道的保護の付与からも除外されることになる（難民の地位と比べ適用除外の範囲が広い）。
- 1.2.3 適用除外及び制限付き許可については、「難民条約の第1F条と第33(2)条の下での適用除外、人道的保護」に記載の庇護手順及び「制限付き許可」に記載の手順を参照のこと。

公式－機密情報：開示対象外－セクションの始まり

このページに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

公式－機密情報：開示対象外－セクションの終わり

[目次に戻る](#)

2. 難民条約上の理由

- 2.1.1 実際の又は転嫁された宗教。
- 2.1.2 条約上の理由を立証するだけでは、難民として認識されるには不十分である。疑問となるのは、当人が実際の又は転嫁された難民条約上の理由に基づき、迫害されるという十分に根拠のある不安を抱いているかどうかである。
- 2.1.3 難民条約における5つの根拠に関する付加的指針については「信ぴょう性と難民地位の評価」に記載の庇護手順を参照のこと。

[目次に戻る](#)

3. リスク

3.1 国家行為者からのリスク－キリスト教徒

- 3.1.1 概して、生まれながらのキリスト教徒は、国家行為者及び／又は非国家行為者による、性質や反復度が十分に重大である取扱い、あるいは迫害に相当する十分に重大である様々な措置の累積に直面するとは考えにくい。
- 3.1.2 布教活動を追求するキリスト教徒は、神を冒とくしたとする告発に直面する可能性がある。神への冒とくの告発が積極的に追求されていることを実証できる人は、迫害されるという現実のリスクを立証し得ると考えられる。ただし、個々の事例をそれぞれの事実に基づいて検討しなければならない。
- 3.1.3 2023年版国勢調査結果では、パキスタンの総人口を2億4,149万人と記録したが、これは本CPINの公表時点で地域別に細分化されていなかった。宗教に関するデータは2017年版国勢調査に基づいており、それによると当時の総人口は2億768万人で、大多数がイスラム教徒であった（96.47%）。キリスト教徒人口は264万人（1.27%）と記録された一方、他の推定では400万人超としていた

（「人口動態」参照）。

- 3.1.4 キリスト教徒人口は、大部分がパンジャブ州で暮らしており、カトリックとプロテスタントに分かれる。オープン・ドアーズ・インターナショナル（Open Doors International）はカトリック教会（Catholic Church）とパキスタン教会（Church of Pakistan）の信奉者を「歴史的キリスト教徒コミュニティ」と定義し、福音主義、バプティスト（Baptist）、ペンテコステ派（Pentecostal）のグループの追従者を「非伝統的」と定義している（「教会とキリスト教徒コミュニティ」参照）。
- 3.1.5 2014年6月16日、17日、19日、20日及び2014年7月24日に審問が行われ、2014年12月15日に発布された国別指針（CG）事例「AK及びSK（キリスト教徒：リスク）パキスタン（CG）」[2014] UKUT 569 (IAC)（2014年12月15日）において、上級審判所（UT：Upper Tribunal）が示した見解によると、「パキスタン在住のキリスト教徒は宗教的少数派であり、概して差別に苦しんでいるが、これは迫害されるという現実のリスクに相当するほどではない」（第240項）。
- 3.1.6 UTが更に示した見解によると、「アフマディ教団（Ahmadis）の立場とは異なり、キリスト教徒は概して自分の信仰を実践することを認められ、教会に通い、宗教活動に参加し、独自の学校や病院を持つことができる」（第241項）。
- 3.1.7 憲法ではイスラム教を国教として宣言しているだけでなく、「法律、公共の秩序と道徳を前提として」少数派も平等なパキスタンの市民であり、自由に自分の宗教を打ち明け、礼拝所を訪れることができるとも宣言している。教会はパンジャブ州に集中しているが、パキスタン全土の州にわたって存在し、全国で2,652か所前後の教会が記録されている。キリスト教徒を特異的に差別する法律はなく、キリスト教徒は婚姻と離婚に関する独自の属人法を有する。「キリスト教徒婚姻・離婚法案（Christian Marriage and Divorce Bill）」では離婚の適用範囲の拡大を勘案しており、本書公表時点で裁可待ちの状態であった。キリスト教の祭典は公式に認識され、祝賀が行われる（「背景」、「法的文脈」及び「キリスト教徒の祭典」を参照のこと）。
- 3.1.8 2020年5月政府は国家少数派委員会（NCM：National Commission for Minorities）を創設し、2023年8月にNCM法案が国民議会（National Assembly）により可決されたが、上院（Senate）レベルで却下された。同法案は少数派コミュニティの権利と保護を十分に支持していないとして複数の市民社会団体から批判されていた。宗教問題・異教徒間調和省（MORA：Ministry of Religious Affairs and Interfaith Harmony）は礼拝所の補修や維持を補助するための宗教的少数派向けの金銭的支援、個人向けの財政援助及び奨学金制度を提供する。宗教上の権利と自由に関連する争点に関する裁判官、検察官、公務員研修が実施されている（「少数派の権利の保護と支援」参照）。
- 3.1.9 憲法により、国会と州議会において非イスラム教徒議員の議席が確保されるが、大統領と首相の地位はイスラム教徒に限定される。2024年の国政選挙以来、全ての州議会が公表済みの情報を詳細な議員情報で更新しているわけではないが、2024年にパンジャブ州議会にキリスト教徒議員が6人いた。連邦政府と州政府は全ての政府職位の5%を宗教的少数派の枠としているが、定数の半数近くが欠員のままである。非イスラム教徒が就任するポストはほとんどが最も低級の職務で、キリスト教徒は公共部門雇用において、衛生産業に占める割合が不釣り合いに多い（「政治的代表参加」及び「雇用と所得」を参照のこと）。

- 3.1.10 政府は、教育用教科書において宗教的少数派に対して攻撃的又は差別的とみなされる内容を削除する措置を講じてきた。法律により、非イスラム教徒の生徒はイスラム教の学習を要求されず、一部の国立学校では非イスラム教徒の生徒は選択科目の「倫理」を学ぶことができる（「教育とリテラシー」参照）。
- 3.1.11 キリスト教徒は差別、恣意的逮捕、治安部隊からの嫌がらせ、拘禁中の暴力に見舞われる可能性がある。しかし、入手可能な証拠は、これが体系的又はまん延していることを示唆するものではない。キリスト教徒が拘禁中に殺害された例がいくつかあり、ある情報筋によると**2009年に10人が死亡した**。一方、宗教的動機による殺害を理由に警察官が逮捕された例も複数ある（「差別と虐待」参照）。
- 3.1.12 「**AK & SK**」の中で上級審判所が示した見解によると、
「福音主義はまさにその性質により、布教活動を行うという多少の義務が関係する。見知らぬ人に改宗してもらうために自分の信仰をそれらの人々に広めることを追求する者は、気が付いたら神への冒とくの嫌疑に直面する可能性がある。そのような形で、福音主義キリスト教徒は、公然と活動しているわけではないキリスト教徒よりも大きなリスクに直面する。当人が迫害という現実のリスクにつながりかねない福音主義的な形で振る舞うことが重要であるかどうかについて、福音主義教会に通っていることとは関係なしに、司法機関の事実認定担当者が個別の事例に応じて評価することになる」（第242項）。
- 3.1.13 パキスタンの最高裁判所（Supreme Court）は**2022年8月**、「キリスト教の説教は犯罪でもなければ、「自分の宗教を打ち明け、実践し、広める」基本的権利を理由に犯罪化されることもあり得ない」という裁定を下した。世界キリスト教徒データベース（World Christian Database）によると、パキスタンに**10万人余りの福音主義キリスト教徒**がおり、また法律・司法センター（Centre for Law and Justice）の指摘によると、数千もの福音主義家庭教会がパキスタン全土で出現している。オープン・ドアーズ・インターナショナルによると、キリスト教徒が「歴史的」教会から移転していることを背景に、非伝統的キリスト教徒集団が増加しており、また多くのキリスト教徒は自分の信仰について近親者以外と議論することを避ける、あるいは神への冒とくを理由に非難されるという不安から、直接の個人的用途を除いてキリスト教関連資料の保管を避ける（「人口動態」、「教会とキリスト教徒コミュニティ」並びに「布教活動及びキリスト教的材料の所持又は提示」を参照のこと）。
- 3.1.14 上級審判所が「**AK & SK**」の中で示した見解によると、「キリスト教徒と並び、スンニ派イスラム教徒（Sunni）、シーア派イスラム教徒（Shi'a）、アフマディ教団、ヒンドゥー教徒（Hindu）も全て、潜在的に神への冒とくの容疑を掛けられる可能性がある。より周縁化され、低い社会的立場に置かれる市民は、そうした手続の結末に対処できる可能性が低いと考えられる」（第243項）。
- 3.1.15 神への冒とく関連法では、罰金から**10年以下の懲役又は死刑に至るまで**厳罰を規定しているが、処刑は執行されていない。それらの法律は全ての宗教集団に適用されるが、大抵は見せ掛けで、個人的紛争の解決に使用されることが多い。神への冒とく関連訴訟はほとんどがイスラム教徒に対して提起されるが、神への冒とく関連法はキリスト教徒を含む宗教的少数派に対して使用される。**2023年8月**、上院は神への冒とく関連法を、量刑を「**10年間より短くなることのない終身刑**」へと強化し、違反を保釈不可とする形で改正する法案を可決し

た。本書執筆時点で、同法案はまだ可決していなかった（「法的権利－神への冒とく」、「神への冒とく関連法の適用」及び「神への冒とくに関連する有罪判決と無罪放免」を参照のこと）。

- 3.1.16 社会正義センター（Center for Social Justice）というNGOによると、1987年から2023年にかけて少なくとも2,449人が神への冒とくを犯したとして告発され、うち291人（12%）がキリスト教徒であった。同NGOによると、2020年から2023年にかけて23人のキリスト教徒が神への冒とくを理由に告発された。これらの事例のうち訴追された又は有罪判決を受けた件数は不明である。神への冒とくによる有罪判決はほとんどが上級裁判所で覆され、また2021年と2022年にキリスト教徒に関する数件の訴訟が上訴審で棄却された又は被告人が保釈されたが、多くの場合、訴訟の進行が遅いために刑務所で数年間過ごした後のことであった。キリスト教徒を相手取った神への冒とくの事例は報告されるものの、数は少なく、特に約264万人の教徒数の割に少ない（「法的権利－神への冒とく」、「神への冒とく関連法の適用」及び「神への冒とくに関連する有罪判決と無罪放免」を参照のこと）。
- 3.1.17 キリスト教徒にとっての状況は「AK & SK」以来著しく変化したわけではなく、概してキリスト教徒は今なお、国家からの迫害という現実のリスクに直面するとは考えにくい。したがって、「AK & SK」からの脱却を正当化する説得力のある証拠によって裏付けられる非常に強固な根拠はない。
- 3.1.18 リスクの評価に関する付加的指針については、「信ぴょう性と難民地位の評価に関する庇護手順」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

3.2 国家行為者からのリスク－改宗キリスト教徒

- 3.2.1 イスラム教徒から改修したことが知られているキリスト教徒（背教者）は、気が付いたら神への冒とくの嫌疑に直面する可能性があり、また特に、布教活動を行う又は見知らぬ人に改宗してもらうために自分の信仰をそれらの人々に広めることを追求する場合、リスクを負う。神への冒とくの告発が積極的に追求されていることを実証できる人は、迫害されるという現実のリスクを立証し得ると考えられる。ただし、個々の事例をそれぞれの事実に基づいて検討しなければならない。
- 3.2.2 改宗を禁ずる法律はないが、イスラム教の放棄（背徳）は神への冒とくの一形態であると幅広く捉えられている。改宗する権利は実際にはイスラム教への改宗に限られ、例えば、身分証明書やパスポートを発給する全国データベース・登録庁（NADRA : National Database and Registration Authority）に登録された宗教の変更は、当人がイスラム教に改宗する場合は可能であるが、イスラム教から別の宗教へ改宗する場合は変更できない（法的文脈－「身分証明書」、「背教」及び「神への冒とく」を参照のこと）。
- 3.2.3 2003年7月に審問され2003年8月15日に発布されたCG事例AJ（リスク、改宗キリスト教徒）パキスタンCG[2003] UKIAT 00040（2003年8月）では、審判所が評価した証拠は、審判所の見解において「キリスト教へ改宗する人がパキスタンで改宗者として、迫害的あるいは別段に非人道的又は品位を傷付ける取扱いと表現され得る取扱いを受けるという現実のリスクに直面することを示すには到底」及ばないとされた（第36項）。しかし、入手可能な国別情報が示唆するところ、神への冒とくの告発に直面する改宗者は、改宗後に逮捕、拘禁、そし

て長期間の懲役刑に直面する。AJ（リスク、改宗キリスト教徒）の発布以来、神への冒とくを理由とする告発が自分に対して追求されるという現実のリスクに直面する改宗キリスト教徒にとって状況が悪化してきたことを示唆する説得力のある証拠によって裏付けられる、非常に強固な証拠が存在する。**したがって、意思決定者は今後、この事例に追従してはならない。**ただし、個々の事例をそれぞれの事実に基づいて検討しなければならない。

- 3.2.4 国外にいる間にイスラム教からキリスト教へ改宗してからパキスタンに帰還し、布教活動を積極的に追求若しくは自分の信仰を公然と表明するわけではない、及び／又は自分の宗教を個人的問題と捉える人は、キリスト教の実践を控えめに継続できると考えられる。
- 3.2.5 当人が帰還後に自分の宗教について控えめな姿勢を取ると予想される場合、そうした思慮の理由を検討する必要がある。（「信ぴょう性と難民地位の評価に関する庇護手順」参照）。

[目次に戻る](#)

3.3 非国家行為者からのリスク－キリスト教徒

- 3.3.1 概して、生まれながらのキリスト教徒は、非国家行為者による、性質や反復度が十分に重大である取扱い、あるいは迫害に相当する十分に重大である様々な措置の累積に直面するとは考えにくい。
- 3.3.2 キリスト教徒は、他の宗教の信徒からの自分達に対する敵対的な姿勢や行為を含め、社会的差別を受ける。キリスト教徒を（ほとんどが下級カーストの背景からの子孫であるため）「不浄」とみなす社会的姿勢を背景に、多くは衛生産業での単調労働や低賃金労働に配属される。一部の生徒は教育を受けようとする際、及び学校で差別に直面する（「経済的／社会的／文化的な権利」参照）。

3.3.3 「AK & SK」の中で上級審判所が示した見解によると、

「神への冒とくの被疑者になりリスクは多数の要因に左右されると予想され、個別の事例に応じて評価されなければならない。関連する要因の例として、居住地（都市部か農村部か）、当人の教育レベル、財務状態、雇用状態、そして説教など公の場での宗教活動のレベルなどが挙げられる。これらの要因が全てというわけではない。

神への冒とく関連法をキリスト教徒に対して使用する非国家行為者は大抵、悪意、個人的紛争又はビジネス上の紛争、土地や財産をめぐる論争が動機である。特定の政治的出来事もそうした告発の誘因になり得る。神への冒とくの嫌疑は、それ以上の意思がなければ概して、難民条約（Refugee Convention）の下での国際的保護を主張するには十分ではないであろう。それは 当局によって起訴という形で、又は申立てを行う者によって、積極的にフォローされていなければならない。現に積極的に追求されている、又はそうなると予想されるなら、申請者は地元区域で危害及び国家による保護の不足という現実のリスクを立証できると考えられる」（第244項及び第245項）。

- 3.3.4 神への冒とくの告発は、あらゆる信仰に対して、個人的な評価の解決又は個人的利得を目的に使用される。多くのキリスト教徒が、自分に対する関心を避ける又は神への冒とくの嫌疑を引き起こす事態をさけるために、自分の信仰についてイスラム教徒を話すことを避ける（「神への冒とくに関連する有罪判決と

無罪放免」及び「布教活動及びキリスト教的材料の所持又は提示」を参照のこと）。

- 3.3.5 一部の下級裁判所は神への冒とくの裁判に傍聴人が入ることを許可しており、傍聴人が被告人、被告人の弁護士、家族、支援者を脅迫することが多い。神への冒とくの嫌疑が本当であると認められるか否かを問わず、告発される本人、その家族、及びコミュニティ全体が時々、自警団による暴力や、さほど多くはないが、標的を絞った殺害に直面する。社会正義センター（CSJ）によると、**1997年から2016年にかけて、キリスト教徒のコミュニティや教会に対する攻撃が51件あった。1987年から2022年にかけて、神への冒とくの嫌疑に続く形で23人のキリスト教徒が超法規的に殺害された。2016年から2023年8月にかけては、キリスト教会に対する重大な攻撃の報告はなかった（「神への冒とくの嫌疑及びキリスト教徒に対する攻撃」参照）。**
- 3.3.6 英国の「宗教又は信念の国際的自由のためのAPPG（APPG for International Freedom of Religion or Belief）」が**2023年2月**にパキスタンを訪れた。彼らの指摘によると、キリスト教徒コミュニティに対する攻撃は前回**2018年**の訪問以来減少していた。しかし、**2023年8月16日**にジャランワラ（Jaranwala）で地元のキリスト教徒コミュニティに対する一連の暴徒主導の攻撃で少なくとも**22**か所の教会と**80**軒余りの家屋が焼き討ちされ、略奪されたが、これはモスクの拡声器から暴力を扇動するアナウンスが流れ、刺激するような言葉を含む投稿がソーシャルメディアに掲載された後で**2**人のキリスト教徒兄弟に対する神への冒とくの噂と嫌疑が発生した後のことであった（「神への冒とくの嫌疑及びキリスト教徒に対する攻撃」参照）。
- 3.3.7 キリスト教からイスラム教への強制改宗に関して、上級審判所は「**AK & SK**」が示した見解によると、
- 「パキスタンの法律では強制改宗を厳禁しており、イスラム教においても同様である。最高裁判所は既に強制改宗に関連する事件を積極的に追求しており、強制改宗を阻止してきた。そうした事件では、裁判所は該当者が改宗したいという番号を表明する、あるいは該当者が直面し得る脅威又は圧力について、プライバシーと安全性が完璧に保たれる中で申し立てる機会を与えられる状況を確保してきた。最高裁判所もそれらの人々へ、自分の決断に影響を及ぼす可能性のあるあらゆる源泉から離れて熟考する期間を与えてきた」（第**61**項）。
- 3.3.8 提出された証拠を検討した際、上級審判所は「**AK & SK**」の中で、「若いキリスト教徒女子の誘拐や強制改宗のリスクは多少あるが、農村部やパンジャブ州では総じて本質的に重大なリスクに相当するわけではない」と結論付けた（第**238**項）。
- 3.3.9 UTは「**AK & SK**」の中で、「パキスタン在住の他の女性と同様に、キリスト教徒女性も概して差別に直面し、また差別のリスクが増大するおそれもあるが、これは一般化された現実のリスクには程遠い。彼らの事例では事実上敏感な分析の必要性が極めて重要である。年齢、居住地、社会経済的境遇といった要因は全て、誘拐、改宗、強制結婚のリスクを評価する際に関連する要因である」（第**246**項）。
- 3.3.10 パキスタンにおける女性の全般的状況については「国別政策・情報ノート パキスタン：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性」を参照のこと。
- 3.3.11 キリスト教徒の女性や女子の誘拐、イスラム教への強制改宗、強制結婚の事例

が報告され続けている。2019年1月から2022年10月にかけて少なくとも100件が報告され、ほとんどがパンジャブ州であった（「強制改宗と強制結婚」参照）。

- 3.3.12 キリスト教徒の状況は概して、イスラム教への強制改宗や強制結婚を恐れる女性及び女子を含め、「**AK & SK**」以来顕著に変化したわけではなく、また「**AK & SK**」からの脱却を正当化する説得力のある証拠によって裏付けられる非常に強固な根拠はない。概して、キリスト教徒は引き続き、非国家行為者からの迫害という現実のリスクに直面するとは考えにくい。別段に実証する責任は当人にある。
- 3.3.13 リスクの評価に関する付加的指針については、「信ぴょう性と難民地位の評価に関する庇護手順」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

3.4 非国家行為者からのリスク – 改宗キリスト教徒

- 3.4.1 概して、自分の信仰や改宗について開放的である改宗キリスト教徒は、自分が非国家行為者から受ける取扱いが性質や反復度において十分に重大であること、あるいは迫害に相当するほど十分に重大である様々な措置の累積を実証し得ると考えられる。
- 3.4.2 非国家行為者によって提起された信ぴょう性のある神への冒とくが自分に対して積極的に追求されていることを実証できる人は、迫害されるという現実のリスクも立証できると考えられる。個々の事例をそれぞれの事実に基づいて検討しなければならない。
- 3.4.3 社会は概して、イスラム教を放棄する（背教）人々を敵視し、背教は神への冒とくの一形態であると幅広く捉えられている。多くの改宗キリスト教徒が自分の信仰を密かに実践し、それは改宗が恥ずべき行為であり、家族やコミュニティに対する裏切りとみなされているからである。中には排斥、偵察を含む移動制限、家族による「自宅軟禁」、私的崇拜に使用する宗教書の没収に直面する者もいる。改宗キリスト教徒は、教会コミュニティに対する社会的暴力の不安を背景に、教会に通うことができそうにない。（「背教」、「神への冒とく」及び「改宗キリスト教徒」を参照のこと）。
- 3.4.4 キリスト教徒がイスラム教からの改宗者であることが知れると、家族やイスラム教徒コミュニティからの差別、威嚇、暴力、それに自分自身や自分の財産に対する自警団攻撃に見舞われる。神への冒とくの告発にも直面し、また特に、布教活動を行う、又は見知らぬ人に改宗してもらうために自分の信仰をそれらの人々に広めることを追求する場合、リスクを負う。当局に通報され、告訴が進行すると、神への冒とく罪は罰金から10年以下の懲役又は死刑に処せられるが、処刑は執行されていない。（「神への冒とく」及び「神への冒とく関連法の適用」参照）。
- 3.4.5 2003年7月21日に審問され2003年8月15日に発布されたCG事例AJ（リスク、改宗キリスト教徒）パキスタンCG[2003] UKIAT 00040（2003年8月）では、審判所が評価した証拠は、審判所の見解において「キリスト教へ改宗する人がパキスタンで改宗者として、迫害的あるいは別段に非人道的又は品位を傷付ける取扱いと表現され得る取扱いを受けるという現実のリスクに直面することを示すには到底」及ばないとされた（第36項）。しかし、入手可能な国別情報が示唆するところ、改宗キリスト教徒にとって、AJ（リスク、改宗キリスト教徒）の

発布以来、状況が悪化している。したがって、意思決定者は今後、この事例に追従してはならない。ただし、個々の事例をそれぞれの事実に基づいて検討しなければならない。

- 3.4.6 国外にいる間にイスラム教からキリスト教へ改宗してからパキスタンに帰還し、布教活動を積極的に追求若しくは自分の信仰を公然と表明するわけではない、及び／又は自分の宗教を個人的問題と捉える人は、キリスト教の実践を控えめに継続できると考えられる。
- 3.4.7 当人が帰還後に自分の宗教について控えめな姿勢を取ると予想される場合、そうした思慮の理由を検討する必要がある。（「信ぴょう性と難民地位の評価に関する庇護手順」参照）。

[目次に戻る](#)

4. 保護

- 4.1.1 概して、国家はキリスト教徒に対する効果的な保護を申し出る意思と能力の両方を有する。ある人が保護を求めるのを渋っても、それは必ずしも効果的な保護を利用できない状況であるという意味ではない。国家による保護を求め獲得することができないであろうという予想の理由を実証することは当人の責任である。
- 4.1.2 国家は、非国家行為者による迫害行為を発見し、訴追し、処罰する能力のある、効果的な刑事司法制度を有する（「国別政策・情報ノート パキスタン：保護の実行者」参照）。
- 4.1.3 キリスト教徒は概して礼拝所に出入りすることができ、宗教上の休日、日曜礼拝の間、及び具体的な脅威への対応策として、必要であれば国の部隊が警備する。キリスト教徒人口が最も多いパンジャブ州では、州全域にまたがってキリスト教の礼拝所や教育機関に万全の警備体制が敷かれる。キリスト教徒人口が50万人弱のシンド（Sindh）では、州全域にまたがって教会、寺院、グルドワラを保護する任務を帯びる少数派特別保護部隊（**Special Protection Force for Minorities**）が2022年に導入され、1,200人の警察官が採用された。（「キリスト教徒の祭典」及び「治安及び暴力への対応」参照）。
- 4.1.4 パキスタン政府は、神への背徳容疑を全て、申立てが届けられ得る前に捜査するよう警察高官に要求することにより、神への冒とく関連法の誤用又は乱用を防ぐという誓約を表明した。複数のNGOによると、あらゆる事例で遵守されているわけではないが、これが客観的捜査と、多くの神への冒とく訴訟の棄却に貢献した。神への冒とく関連法の誤用を低減するための付加的措置は、法廷外で申立てに対処できるイスラム教イデオロギー評議会（**Council of Islamic Ideology**）を通じた仲介である（「神への冒とく関連法の悪用に対する応答」参照）。
- 4.1.5 「**AK & SK**」の中で上級審判所が示した見解によると、「（中略）当局によって起訴という形で、又は申立てを行う者によって、積極的にフォローされていなければならない。現に積極的に追求されている又はそうなると予想されるなら、申請者は地元区域で危害及び国家による保護の不足という現実のリスクを立証できると考えられる」（第245項）。
- 4.1.6 キリスト教徒に対する暴力が、国の部隊によるものを含め、報告されている。しかし、警察がキリスト教徒に対する犯罪の実行者を逮捕、捜査し、有罪判決

を確保してきた。例えば、**2022年4月**にキリスト教徒の工場労働者**1人**が殺害された事件における**6人**の判決言渡しや、**2023年8月**にパンジャブ州のジャランワラで起きた複数のキリスト教徒、教会、家屋に対する暴力的攻撃への対応措置としての少なくとも**140人**の逮捕が挙げられる。パキスタンの国家人権委員会（**National Commission for Human Rights**）はジャランワラでの事件の調査を開始し、同委員会によると**2023年10月6日**時点で全ての教会が既に国家によって再建又は修復及び備品類が再供給され、約**80世帯**が補償金として**200万ルピー**（約**5,600ポンド**）を受領していた（「治安及び暴力への対応」及び「神への冒とく関連法の悪用に対する応答」参照）。

- 4.1.7 若い女性や女子の誘拐、強制結婚、イスラム教への強制改宗を刑事犯罪と規定する法律が存在する。国家当局が誘拐や強制改宗の状況を仲立ちしたという報告例が複数ある。実行者の訴追は行われるが、警察は時々、申立てを真摯に受け取らないことがあり、事件が裁判所へと進むと警察は被告人の味方をする傾向にあり、イスラム教の教義や法理に基づいて否定的な判決が下される。（「強制改宗と強制結婚」参照）。
- 4.1.8 国家による保護の評価に関する付加的指針については、「信ぴょう性と難民地位の評価に関する庇護手順」及び「国別政策・情報ノート パキスタン：保護の実行者」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

5. 国内転居

- 5.1.1 概して、**50万人弱**のキリスト教徒が居住するシンドなど（ただしシンドに限らず）、生まれながらのキリスト教徒が迫害されるという十分に根拠のある不安を抱かず、当人にとって転居は合理的な措置にはならないであろうと予想される地域が国内に複数ある。
- 5.1.2 国内転居は、自分の信仰や改宗について開放的で、かつ非国家行為者によって提起された信ぴょう性のある神への冒とくの嫌疑が自分に対して積極的に追求されていることを実証できる改宗キリスト教徒の場合、合理的な措置にはならないと予想される。
- 5.1.3 迫害されるという十分に根拠のある不安又は重大な危害が及ぶ現実のリスクを立証するのは当人の責任である一方、意思決定者は、当人の個人的状況を考慮したうえで、国内転居が合理的（又は不当に過酷でない）ことを実証しなければならない。
- 5.1.4 キリスト教徒人口は、**2017年版国勢調査**に基づき、**264万人（1.27%）**と記録された一方、他の推定では**400万人超**としていた。キリスト教徒人口はカトリックとプロテスタントに分かれ、大部分がパンジャブ州で暮らしている。シンドとイスラマバード（Islamabad）にも、より小規模であるが確立したキリスト教徒コミュニティがある（「人口動態」及び「教会とキリスト教徒コミュニティ」参照）。
- 5.1.5 「**AK & SK**」のCG事例における上級審判所の認定によると、「ある人が神への冒とくを理由に告発され、それが真摯に追求されている（国家によって追求されている—つまり当人が正式に起訴されている）場合を除き、転居は通常は存続可能な選択肢である。そうした状況では、概して、国内転居に代わる選択肢はない」（第**247項**）。

- 5.1.6 「AK & SK」において提出された証拠を分析した際に上級審判所が指摘したところによると、「神への冒とくの容疑、死亡並びに個人、コミュニティ及び教会に対する攻撃の件数は全て関心事であるが、人口規模や、ほとんどがパンジャブ州で起こっており、同州は急進的イスラム主義者が強力に存在する地域であるという事実に照らして評価されなければならない。国内転居の選択肢はそれを背景として評価されなければならない」（第227項）。
- 5.1.7 それ以来、パキスタン在住のキリスト教徒にとっての全般的状況に変化があったことを示唆する、説得力のある証拠によって裏付けられる非常に強固な根拠はない。
- 5.1.8 家族又は男性保護者による支援のない女性は、転居する能力があまりないと考えられる。付加的指針については「国別政策・情報ノート パキスタン：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性」を参照のこと。
- 5.1.9 国内転居の検討に関する付加的指針については「信ぴょう性と難民地位の評価に関する庇護手順」及び「国別政策・情報ノート パキスタン：国内転居」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

6. 証明

- 6.1.1 請求が拒否される場合、2002年国籍・移民・庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第94条の下、「明らかに根拠を欠く」として証明できる可能性は低い。
- 6.1.2 証明に関する付加的指針については、「2002年国籍・移民・庇護法第94条の下での保護及び人権に関する請求の証明（明らかに根拠を欠く請求）」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

国別情報

セクション更新日：2024年2月1日

7. 背景

7.1 歴史及び起源

7.1.1 パキスタン在住のキリスト教徒はほとんどが、下級カーストのヒンドゥー教徒ーダリット（Dalit）（インドにおける周縁化とカースト差別に由来する、不可触民の気取った呼び方¹）ーのうち、英国による植民地支配の時代にカースト差別を逃れるために改宗した人々の子孫である^{2,3}。

7.1.2 英国統治時代のキリスト教への改宗者の背後にある歴史をより詳しく説明しつつ、サラ・シンハ（Sara Singha）は2015年に米国ワシントンDCのジョージタウン（Georgetown）大学での博士課程の一環として、以下のように著述した。

「19世紀の間、インドでは多くのダリットがカースト迫害を逃れる目的でキリスト教へ改宗した。1870年代にパンジャブ州ではプロテスタント・キリスト教へ改宗する大規模な運動がダリット・チューラ（Dalit Chuhra）カーストの間で盛んであった。チューラはパンジャブ州で最大の下卑カーストで、清掃や衛生作業を含む品位を傷付ける職業に従事していた。1930年代までに、チューラ・カーストのほぼ全体がプロテスタント・キリスト教へ改宗した。1947年、インドが分割された際、パンジャブ州在住の改宗チューラの大部分が、パキスタンでプロテスタントのコミュニティの一部になった。分割後、多くの無学のチューラが衛生産業での単純労働に限定された。現在、ダリットを先祖に持つという汚名が、パキスタンにおけるチューラ・キリスト教徒に対する社会的差別の際立った特徴である。」⁴

7.1.3 パキスタンにおける宗教的少数派に関する研究ーキリスト教徒の回答者35人からの見解を含むーがジャーナリスト、研究者、著述家兼キリスト教徒擁護者であるアシフ・アキール（Asif Aqeel）によって実施され、2020年に法律・司法センター（CLJ）から公表され（CLJ報告書）、それによると、

「パキスタンのキリスト教徒コミュニティはゴアン族（Goan）、アングロ・インディアン（Anglo-Indian）、西洋人、ヒンドゥー教からの改宗者、シーク教（Sikh）からの改宗者、イスラム教からの改宗者が入り混じっているが、パンジャブ人（Punjabi）キリスト教徒が圧倒的に多い。英国がインドを統治していた間、数千人のキリスト教伝道者がヒンドゥー教徒、シーク教徒、イスラム教徒を改宗させようとしたが、成功しなかった。成功したのは主に指定

（Scheduled）カーストのヒンドゥー教徒の不可触部族の改宗で、後にこれらの人々は伝道者報告書や国勢調査で「チューラ」と呼ばれるようになった（現在は軽蔑的な呼び方）。これらの人々が大挙して1870年代から1920年代にかけてシアルコット（Sialkot）、グジュランワラ（Gujranwala）、ナロワル

（Narowal）、シークフプラ（Sheikhupura）、カスル（Kasur）でキリスト教へ改宗した。」⁵

¹ Singha, S., '[Dalit Christians and Caste Consciousness in Pakistan](#)' (page 18), 23 April 2015

² MRGI, '[Pakistan Christians](#)', June 2018

³ DFAT, '[Country Information Report Pakistan](#)' (paragraph 3.45), January 2022

⁴ Singha, S., '[Dalit Christians and Caste Consciousness in Pakistan](#)' (page iii), 23 April 2015

⁵ CLJ, '[The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan](#)' (page 43), 2020

7.2 人口動態

7.2.1 パキスタンのキリスト教徒人口は、以下に引用するとおり、出典によって異なる。公式データは2017年版国勢調査から引用されている。⁶

7.2.2 2023年版国勢調査結果によると、パキスタンの総人口は2億4,149万人であった⁷。完全な2023年版国勢調査結果は本書公表時点で入手できなかったため、宗教に関するデータは2017年の国勢調査⁸に基づく。2017年版国勢調査によると、当時の総人口は2億768万人で、その大部分がイスラム教徒であった（2億36万人、96.47%）。キリスト教徒人口は、264万人（1.27%）と記録され、宗教的少数派の中ではヒンドゥー教徒に次いで2番目に多い。^{9,10}

7.2.3 2017年版国勢調査結果に記録されたキリスト教徒の数は下表のとおりである。

州	都市部	農村部	合計
パンジャブ	1,211,883	851,180	2,063,063
シンド	383,854	24,447	408,301
連邦首都（イスラマバード）	52,776	34,071	86,847
ハイバル・パフトゥンハー（KPK : Khyber Pakhtunkhwa）	38,113	8,766	46,879
バロチスタン（Balochistan）	23,704	10,115	33,819
FATA*	1,362	1,777	3,139
合計	1,711,692	930,356	2,642,048

データ出典：パキスタン統計局（PBS : Pakistan Bureau of Statistics）¹¹。

*FATA：連邦管理部族区域（Federally Administered Tribal Areas）を意味し、2018年にハイバル・パフトゥンハーと合併した。¹²

7.2.4 キリスト教徒人口の地区別内訳については2017年版国政調査の州別集計表を参照のことーパンジャブ、シンド、KPK、ハイバル・パフトゥンハー、FATA。

7.2.5 一部の利害関係者が2017年版国勢調査の数字に異議を唱え、それによると少数派が少なく数えられ^{13,14}、国会と州議会に占める正確な割合が誤っているとのことであった¹⁵。ヴォイス・オブ・アメリカ（VoA : Voice of America）の2021年7月の説明では、社会正義センター（CSJ）というラホール（Lahore）を拠点とする研究・唱道集団のディレクター、ピーター・ジェイコブ（Peter Jacob）によると¹⁶、「（中略）キリスト教徒の数は前回（2017年）から0.32%減少し、現在は合計約250万人である。彼は「たとえキリスト教徒が国外へ移住し、イスラム教へ改宗したとしても、我々の教会の記録を見れば、キリスト教徒が少なくとも50万人少なく数えられている可能性がある」と疑ってし

⁶ PBS, 'Final Results of Census-2017' (Table 9 - Pakistan), 2021

⁷ PBS, 'Announcement of Results of 7th Population and Housing Census-2023...', 5 August 2023

⁸ PBS, 'Final Results of Census-2017' (Table 9 - Pakistan), 2021

⁹ CSJ, 'White Paper: Confusing Demographics of Minorities...' (page 5), May 2022

¹⁰ PBS, 'Final Results of Census-2017' (Table 9 - Pakistan), 2021

¹¹ PBS, 'Final Results of Census-2017' (Table 9 - Pakistan), 2021

¹² FAFEN, 'NA Passes 31st Constitutional Amendment', 24 May 2018

¹³ CSJ, 'White Paper: Confusing Demographics of Minorities...' (pages 3 to 4), May 2022

¹⁴ DFAT, 'Country Information Report Pakistan' (paragraphs 3.28 and 3.45), 25 January 2022

¹⁵ USSD, 'IRF Report 2022' (section I), 15 May 2023

¹⁶ CSJ, 'About us', no date

もう」と述べた。」¹⁷

- 7.2.6 パキスタンの全国データベース・登録庁（**NADRA**）からCSJが入手した2022年3月のデータによると、**NADRA**データベースに登録された合計1億8,689万人のうち、約187万人がキリスト教徒であった（約1%）。¹⁸
- 7.2.7 カトリック教会パキスタン支部（**Catholic Church in Pakistan**）の統計によると、2021年時点でパキスタンに134万9千人近くのカトリック教徒がおり¹⁹、2017年版国勢調査で記録されたキリスト教徒264万人の約半分である。²⁰
- 7.2.8 オープン・ドアーズ・インターナショナルはワールド・ウォッチ・リスト（**WWL : World Watch List**）2023年版のパキスタン編（2021年10月1日から2022年9月30日までを対象とし、2022年12月に公表され、ワールド・ウォッチ・リサーチ（**WWR : World Watch Research**）オープン・ドアーズの研究部門）が請求した背景情報に並びに国内ネットワーク、国別研究者、外部専門家が**WWL方法論（WWL Methodology）**²¹に従って作成した**WWLアンケート**に基づく）の中で、世界キリスト教徒データベース（**WCD : World Christian Database**）によるとパキスタンには約419万人のキリスト教徒がいる、と指摘した。²²

パキスタン：教会ネットワーク	キリスト教徒数	%
正統派	0	0.00
カトリック	1,137,000	27.1
プロテスタント	2,535,000	60.4
独立系	651,000	15.5
無所属	21,100	0.5
二重所属キリスト教徒	-150,000	-3.6
合計	4,194,100	100.0
（上記のキリスト教徒合計数の偏差は端数処理による）		
福音主義運動	1,039,000	24.8
刷新主義運動	920,000	21.9

出展データ：WCD（オープン・ドアーズWWL 2023による引用²³）

[目次に戻る](#)

7.3 教会とキリスト教徒コミュニティ

- 7.3.1 憲法では全ての宗派がそれぞれの宗教機関を創設、維持、管理する権利を規定している²⁴。米国国務省の2022年版国際宗教自由報告書（**USSD IRF報告書：Report on International Religious Freedom**）によると、「少数派宗教団体の一部の代表者によると、政府は引き続き、ほとんどの組織化された宗教団体が礼拝所を創設し、聖職者を訓練することを認めている。」²⁵
- 7.3.2 オープン・ドアーズWWL 2023ではカトリック教会とパキスタン教会を「歴史的キリスト教徒コミュニティ」と表現し、福音主義、バプティスト、刷新主義

¹⁷ VoA, '[Pakistan's Religious Minorities Say They Were Undercounted in Census](#)', 1 July 2021

¹⁸ CSJ, '[White Paper: Confusing Demographics of Minorities...](#)' (page 9), May 2022

¹⁹ Catholics in Pakistan, '[Statistics of the Catholic Church in Pakistan \(2021\)](#)', 2021

²⁰ PBS, '[Final Results of Census-2017](#)' (Table 9 - Pakistan), 2021

²¹ Open Doors, '[Complete World Watch List Methodology](#)' (pages 44, 58, 62), October 2023

²² Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 5), December 2022

²³ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 27), December 2022

²⁴ Pakistani.org, '[Constitution](#)' (Article 20)

²⁵ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

の集団を「非伝統的」と表現した。²⁶

- 7.3.3 4つの主要なプロテスタント宗派がパキスタン教会の下で統一され、これに英国教会系、長老派、メソジスト、ルター派が含まれる²⁷。他のプロテスタント系には統一長老派教会（United Presbyterian Church）、バプティスト、セブンスデイ・アドヴェンティスト教会（Seventh-Day Adventists）、ペンテコステ派教会及び他の小規模教会が含まれる。²⁸
- 7.3.4 カトリック教会パキスタン支部によると、2021年時点で、同支部の7教区全体で136の小教区があった²⁹。AP通信社パキスタン支局（APP : Associated Press of Pakistan）が2022年4月にエクスプレス・トリビューン（The Express Tribune）誌に掲載した報告書によると、「（中略）国内に2,652か所前後の教会がある－1つの教会当たりキリスト教徒664人の割合で、これと比べ英国では1つのモスク当たり2,249人のイスラム教徒の割合である。」³⁰
- 7.3.5 世界教会評議会（WCC : World Council of Churches）は「120余りの国々から352の教会が集まり、全世界で5億8,000万人余りのキリスト教徒を代表する」³¹団体であり、WCCによるとパキスタン教会の下に8つの教区、すなわちファイサラバード（Faisalabad）、ハイデラバード（Hyderabad）、カラチ（Karachi）、ラホール、ムルターン（Multan）、ペシャール（Peshawar）、ライウィンド（Raiwind）、シアルコットがある³²。カトリック教会パキスタン支部によると、パキスタンには7つの教会単位があり、2つの大司教区（ラホールとカラチ）、4つの教区（ファイサラバード、ハイデラバード、イスラマバード・ラワルピンディ、ムルターン）、及び1つの使徒座代理区（Apostolic Vicariate）（クエッタ（Quetta））で構成される。³³
- 7.3.6 CLJの2020年版報告書によると、ほとんどのキリスト教徒がパンジャブ州（大部分がラホール）で暮らす一方、同州以外で暮らすキリスト教徒－カラチとハイデラバード、シンド州、バロチスタン州のクエッタ、ギルギット・バルチスタン（Gilgit Baltistan）のほか、ハイバル・パフトゥンハー州のパラチナル（Parachinar）という辺境の町－もパンジャブが起源である³⁴。
- 7.3.7 宗教自由協会（RFJ : Religious Freedom Institute）という米国を拠点に宗教の自由について報じる非営利機関の2020年版報告書によると、「パンジャブ州にキリスト教徒が最も多く集中しており、ラホール市とファイサラバード市が際立って多い。ヨハンナバード（Yohannabad）とバハール・コロニー（Bahar Colony）の2つはラホールでキリスト教徒が圧倒的に多い区域である（以下略）」³⁵
- 7.3.8 パキスタンにおける宗教的少数派に関する研究－キリスト教徒の回答者35人からの見解を含む－がジャーナリスト、研究者、著述家兼キリスト教徒擁護者であるアシフ・アキールによって実施され、2020年に法律・司法センター（CLJ）から公表され（CLJ報告書）、それによると、「数千もの福音主義家

²⁶ Open Doors, 'Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier' (page 28), December 2022

²⁷ WCC, 'Church of Pakistan', no date

²⁸ Christianity in Pakistan, 'Protestantism in Pakistan', no date

²⁹ Catholics in Pakistan, 'Statistics of the Catholic Church in Pakistan (2021)', 2021

³⁰ The Express Tribune, 'Christian community set to celebrate Easter Sunday...', 16 April 2022

³¹ WCC, 'About the WCC', no date

³² WCC, 'Church of Pakistan', no date

³³ Catholics in Pakistan, 'Dioceses', no date

³⁴ CLJ, 'The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan' (page 44), 2020

³⁵ RFI, 'Pakistan Religious Freedom Landscape Report' (page 23), 2020

庭教会がパキスタン全土で出現した結果、カトリック教会や他の「主流」の教会での参加が激減した」³⁶。オープン・ドアーズWWL 2023でも、非伝統的キリスト教徒集団の増加はキリスト教徒が「歴史的」教会から移ってきたことが背景にある、と指摘した。³⁷

[目次に戻る](#)

セクション更新日：2024年2月1日

8. 法的文脈

8.1 国際的／憲法上の枠組み

8.1.1 国連加盟国として³⁸、パキスタンは世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）³⁹の締約国であり、市民的及び政治的権利に関する国際条約（ICCPR：International Covenant on Civil and Political Rights）⁴⁰の加盟国であり、いずれも思考、良心、宗教に対する権利、自分の宗教又は信念を変える権利及び公の場と私的な場で自由に信仰を实践する権利を保護するものである。^{41,42}

8.1.2 パキスタンの憲法ではイスラム教を国教として宣言⁴³しているだけでなく、「法律、公共の秩序と道徳を前提として（中略）全ての市民が自分の宗教を打ち明け、実践し、広める権利を有するものとする」及び「全ての宗派及びそれらの従属宗派も全て独自の宗教機関を創設、維持、管理する権利を有するものとする」と規定している。⁴⁴

8.1.3 憲法では「全ての市民が法の前で平等であり、平等な法の保護を受ける権利を与えられる」⁴⁵と規定している一方、一部の条項ではイスラム教を少数派宗教より有利に扱い、例えば大統領と首相の地位をイスラム教徒のみに限定している⁴⁶。さらに、既存の法律は全てイスラム教のルールに適合するものとされ、イスラム教に対して「否定的な」法律を制定してはならないとされている。⁴⁷

8.1.4 人種差別の排除に関する国連条約（UNCERD：UN Convention on Elimination of Racial Discrimination）の実施に関する2022年2月10日に公表されたパキスタン政府の報告書では憲法の第20条、第21条、第22条、第26条、第27条、第28条に言及し、それらの下で「（中略）少数派は平等なパキスタンの市民であり、自由に自分の宗教を打ち明け、礼拝所を訪れることができる。」⁴⁸

「[教会とキリスト教徒コミュニティ](#)」も参照のこと。

8.2 属人法

[目次に戻る](#)

³⁶ CLJ, '[The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan](#)' (page 45), 2020

³⁷ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 28), December 2022

³⁸ UN, '[Member States](#)', no date

³⁹ UN, '[Universal Declaration of Human Rights](#)', 1948

⁴⁰ ICCPR, '[Second periodic report submitted by Pakistan...](#)' (paragraph 1), 7 December 2022

⁴¹ UN, '[Universal Declaration of Human Rights](#)' (Article 18), 1948

⁴² OHCHR, '[ICCPR](#)' (Article 18), 1966

⁴³ Pakistani.org, '[Constitution](#)' (Article 2)

⁴⁴ Pakistani.org, '[Constitution](#)' (Article 20)

⁴⁵ Pakistani.org, '[Constitution](#)' (Article 25)

⁴⁶ Pakistani.org, '[Constitution](#)' (Articles 41, 91)

⁴⁷ Pakistani.org, '[Constitution](#)' (Article 227)

⁴⁸ UNCERD, '[Combined twenty-fourth to twenty-sixth periodic...](#)' (paragraph 11), 10 February 2022

- 8.2.1 キリスト教徒婚姻法（**Christian Marriage Act**）（1872年）は、パキスタン在住のキリスト教徒の婚姻の挙式に関連する⁴⁹。キリスト教徒の婚姻の解消は離婚法（**Divorce Act**）（1869年）によって律則されるが、同法では不貞行為のみ解消理由として認めている⁵⁰。2019年8月、連邦内閣（**Federal Cabinet**）はキリスト教徒婚姻・離婚法案（**Christian Marriage and Divorce Bill**）の草案を承認し、これは離婚の適用範囲拡大を含め、古い法律の更新が狙いであった^{51,52}。同法案は2023年12月時点で裁可待ちであった⁵³。情報源を当たってみたが（「参考文献」参照）、本書執筆時点で同法案の進捗に関して更なる情報は見つからなかった。

[目次に戻る](#)

8.3 身分証明書類

- 8.3.1 2022年版USSD IRF報告書によると、「全国データベース・登録庁（**NADRA**）はパスポート上で宗教的所属を指定し、宗教関連情報を国民身分証明書とパスポートの申請時に要求する（中略）国民身分証明書は全ての市民について、18歳に達したら必要になる。身分証明書は投票、年金受給、社会的／財政的包摂プログラム、及びその他のサービスに使用される。」⁵⁴
- 8.3.2 コンピューター化国民身分証明カード（**CNIC : Computerised National Identity Card**）には保有者の宗教が記載されないが、この情報は申請手続中に**NADRA**によって収集される。⁵⁵
- 8.3.3 パキスタン市民が公式文書に記載される自分の宗教をイスラム教からキリスト教へ変更する能力に関して、米国を拠点とする人権団体のジュビリー・キャンペーン（**Jubilee Campaign**）がパキスタン在住の女性と女子の誘拐、強制改宗、強制結婚に関して様々な情報源⁵⁶に基づいて2019年から2022年10月までの期間を対象とした報告書の中で指摘したところによると、別の宗教への改宗は合法であるものの、

「（中略）実際には、全国データベース・登録庁（**NADRA**）は多数派の宗教であるイスラム教から離れる改宗に制限を課している。**NADRA**の方針によると、「市民の国民身分証明書の宗教欄における「他の宗教からイスラム教へ」の修正は認められ得るが、**NADRA**への登録時点で自分をイスラム教徒であると説明し自分の宗教をイスラム教として明言する申告書を申請者が提出した後で市民の宗教を「イスラム教から他の宗教へ」変更することは絶対的に禁じられる。」⁵⁷「背教（イスラム教の放棄）」及び「改宗キリスト教徒」も参照のこと。

[目次に戻る](#)

8.4 背教（イスラム教の放棄）

- 8.4.1 法律学教授のジャヴァイド・レーマン（**Javaid Rehman**）は「シャリア法とコ

⁴⁹ The Pakistan Code, '[Christian Marriage Act, 1872](#)', 1872

⁵⁰ The Pakistan Code, '[Divorce Act, 1869](#)', 1869

⁵¹ Daily Times, '[Christian Marriage and Divorce Act 2019 — a long awaited...](#)', 4 September 2019

⁵² Dawn, '[Christian Marriage and Divorce Bill caught between feuding ministries](#)', 5 November 2019

⁵³ Dawn, '[Call for repeal of “archaic” Christian marriage laws](#)', 1 December 2023

⁵⁴ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

⁵⁵ DFAT, '[Country Information Report Pakistan](#)' (paragraph 5.40), January 2022

⁵⁶ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (pages 59), November 2022

⁵⁷ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (pages 1 to 2), November 2022

ーランの特定の解釈の使用と悪用」を調査した人物で、2010年に犯罪・司法研究センター（Centre for Crime and Justice Studies）から出版された著書の中で背教を以下のように定義した。

「背教（リッダ（Ridda）としても知られる）は、イスラム教徒が（自分の言葉又は行為によって）イスラム教を放棄及び拒絶する場合に発生する。全能の神（All Mighty）又は預言者（His Prophet）の拒絶又は批判はイスラム教に対する侮辱で、攻撃的であり、習慣的な神への冒とくとみなされ（中略）神への冒とくは神又は預言者モハマド（Mohammad）及びイスラム教において畏敬される他の人物の侮辱を暗に意味し、信者でも非信者でも同様に実行し得る。したがって、イスラム教からの背教とイスラム教に対する神への冒とくは今後（これまでも常に）許容されない。」⁵⁸

- 8.4.2 パキスタンには改宗を禁ずる法律はないが^{59,60}、国際危機グループ（ICG : International Crisis Group）の上級アナリスト兼地域担当編集者のシェリヤー・ファジル（Shehryar Fazli）の、2017年10月に開催されたEUAA－欧州連合庇護庁（European Union Agency for Asylum）（旧欧州庇護支援局（EASO : European Asylum Support Office））のパキスタンに関する会議での発言によると、「イスラム教を脱して改宗する者は背教で告発されることになる」⁶¹。しかし、この出典には全ての改宗者が背教で告発されるという想定を彼がどのように追認できたのかについて説明がなかった。
- 8.4.3 オープン・ドアーズWWL 2023報告書の中で引用されたある国別エキスパートによると、「改宗の公式な認識を達成することは依然として大きな挑戦である。イスラム教徒からの改宗者は決して公式に認識されないであろうし、引き続きイスラム教徒として生きていかざるを得ない。政府や公職者の偏見を伴うアプローチは、キリスト教又はヒンドゥー教の背景からイスラム教への改宗の認識がすぐに許容され、国民身分証明書が簡単に変更されるときに、明らかになる。」⁶²
- 8.4.4 2021年の1月と2月に、パキスタンの少数派のための全政党議会グループ（All Party Parliamentary Group for Pakistani Minorities（APPG Pakistan Minorities））は、パキスタンにおける宗教的少数派の誘拐、強制改宗、婚姻に関する調査を実施し、この問題に関する様々な利害関係者の意見を聞いた。その後の報告書では審問対象となった証拠を要約し、同報告書での指摘によると、改宗を禁ずる法律はない一方、「イスラム教徒は自分の宗教を変えると、家族やコミュニティから排斥され、パキスタンの極めて厳格な神への冒とく関連法によって起訴されるという多大なリスクに直面する。」⁶³
- 8.4.5 2022年版USSD IRF報告書によると、「刑法では背教を明示的に刑事犯罪としていないが、イスラム教の放棄は神への冒とくの一形態であると聖職者から幅広く捉えられており、死刑となる可能性もある。」⁶⁴
- 8.4.6 宗教的少数派出身の女性に対する暴力及び差別に関する、宗教的平等・包摂的開発連合（CREID : Coalition for Religious Equality and Inclusive

⁵⁸ Centre for Crime and Justice Studies, '[Freedom of expression, apostasy...](#)', March 2010

⁵⁹ CREID, '[Violence and Discrimination against Women of Religious...](#)' (page 184), November 2020

⁶⁰ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 1), November 2022

⁶¹ EUAA, '[COI Meeting Report – Pakistan](#)' (page 42), February 2018

⁶² Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 43), December 2022

⁶³ APPG Pakistan Minorities, '[APPG for the Pakistani Minorities Inquiry](#)' (page 29), September 2021

⁶⁴ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

Development) による、2020年11月に公表された研究では、「(中略) パキスタンの文脈における改宗の権利は、イスラム教への改宗だけを意味する。この環境はイスラム教から別の宗教への改宗を許さず、そうした改宗は背教として扱われ、イスラム教シャリアの一般的解釈によれば死刑に処せられ得る」とみなされた。⁶⁵

「改宗キリスト教徒」も参照のこと。

[目次に戻る](#)

8.5 神への冒とく

8.5.1 パキスタンのいわゆる神への冒とく関連法は、パキスタン刑法における「宗教関連違反」に関する第XV章の条文からなり、宗教又は宗教的感情に対する侮辱又は軽蔑的言明を刑事犯罪と規定し、違反者は罰金から10年以下の懲役、果ては死刑にまで及ぶ刑罰に処せられ得る。⁶⁶

8.5.2 パキスタン政府 (GoP) のUNCERD実施に関する報告書によると、「国内における神への冒とく関連法の適用は、国際的な人権標準の範囲に収まっている。」⁶⁷

8.5.3 下表は刑法の下での神への冒とく関連法の概要である。

神への冒とく関連法 – 第295条～第298-A条		
刑法条項	表題	刑罰
295	区分を問わず宗教を侮辱する目的での礼拝所の損傷又は汚損	2年以下の懲役又は罰金、あるいは両方
295-A	区分を問わず相手の宗教又は宗教的信念を侮辱することによって宗教的感情を害する目的での計画的で悪意のある行為	10年以下の懲役又は罰金、あるいは両方
295-B	神聖なるコーランの汚損	終身刑
295-C	神聖なる予言者に関する (中略) 侮辱的な説明の使用	死刑又は終身刑及び罰金
298	宗教的感情を傷付けるという計画的な意図を伴う (中略) 言葉の発出	1年以下の懲役又は罰金、あるいは両方
298-A	神聖な人物に関する (中略) 侮辱的な説明の使用	3年以下の懲役又は罰金、あるいは両方

条文全文については「パキスタン刑法」⁶⁸を参照のこと。

8.5.4 特異的にアフマディ教団が対象であることから反アフマディ教団法としても知られる第298-B条と第298-C条に関する情報については「[国別政策・情報ノート パキスタン：アフマディ教団](#)」を参照のこと。

8.5.5 2023年1月、国民議会、すなわちパキスタン連邦議会の下院は、刑事関連法

⁶⁵ CREID, '[Violence and Discrimination against Women of Religious...](#)' (page 184), November 2020

⁶⁶ Pakistani.org, '[Pakistan Penal Code](#)' (chapter XV), 1860

⁶⁷ UNCERD, '[Combined twenty-fourth to twenty-sixth periodic...](#)' (paragraph 62), 10 February 2022

⁶⁸ Pakistani.org, '[Pakistan Penal Code](#)' (chapter XV), 1860

（改正）法（**Criminal Laws (Amendment) Act**）（2023年）を通じた神への冒とく関連法の改正を満場一致で可決した。この改正では、第**298-A**条における刑罰を「10年間より短くなることのない終身刑」に強化し、違反を保釈不可とすることを提案した⁶⁹。2023年8月、同法案は上院で可決した^{70,71}が、法律として成立するには大統領の承認が必要である^{72,73}。情報源を当たってみたが（「参考文献」参照）、本書執筆時点で同法案の進捗に関して更なる情報は見つからなかった。

- 8.5.6 UNCERD実施に関する報告書において、GoPによると、「パキスタンにおける神への冒とく関連法は、全ての宗教に対する違反に対処し、イスラム教徒にも非イスラム教徒にも同様に適用されることから、非差別的な性質である」⁷⁴。GoPの同じ報告書によると、「概して、神への冒とく関連法はイスラム教徒だけを保護すると誤解されているが、パキスタンのあらゆるコミュニティを、教会を含む礼拝所を汚す行為から一様に保護するものである（以下略）」⁷⁵。GoPはこれらの所感を2022年12月のICCPR宛ての報告書でも繰り返した。⁷⁶
- 8.5.7 パキスタンにおける宗教的少数派の状況に関して2021年3月に公表された、オーストラリア出身国情報・庇護研究・文書作成センター（**ACCORD : Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation**）による報告書では、パキスタンにおけるアフマディ教団とキリスト教徒に関するオランダ外務省（**Ministry of Foreign Affairs**）による2020年12月の報告書を引用しており、それによると、後者の報告書では神への冒とく関連法（第295条から第298A条まで）を「「非対称」と表現しているが、それはモハメッド（**Mohammed**）とコーランを侮辱する又は汚す行為が明示的に処罰対象であるものの、イエス・キリスト又は聖書の侮辱について比較可能な規定がないからである。」⁷⁷

「神への冒とく関連法の適用」も参照のこと。

[目次に戻る](#)

セクション更新日：2024年2月1日

9. 経済的／社会的／文化的な権利

9.1 宗教の自由に関する全世界的格付け

- 9.1.1 様々な出典において、パキスタンを宗教的自由に関して格付けしているが、全ての報告書が特異的にキリスト教徒の状況に言及しているわけではない。
- 9.1.2 国際宗教自由研究所（**IIRF : International Institute for Religious Freedom**）という、宗教的自由に関するデータを提供する研究組織⁷⁸が、「世界宗教自由データ・スペクトル（Global Religious Freedom Data Spectrum）」を公表し、その狙いは「（中略）宗教又は信念の自由という争点に関する様々な組織による

⁶⁹ HRCP, '[Amendments to blasphemy laws create further room for persecution](#)', 20 January 2023

⁷⁰ Dawn, '[Senate passes bill to ramp up punishment for blasphemy to at least 10...](#)', 8 August 2023

⁷¹ CSW, '[Concerns about two Bills that increase blasphemy punishment and fail...](#)', 11 August 2023

⁷² Friday Times, '[Amendments to Blasphemy Law by Senate Ignite Sectarian...](#)', 21 August 2023

⁷³ Express Tribune, '[President objects to CrPC amendment bill](#)', 22 August 2023

⁷⁴ UNCERD, '[Combined twenty-fourth to twenty-sixth periodic...](#)' (paragraph 62), 10 February 2022

⁷⁵ UNCERD, '[Combined twenty-fourth to twenty-sixth periodic...](#)' (paragraph 64), 10 February 2022

⁷⁶ ICCPR, '[Second periodic report submitted by Pakistan...](#)' (paragraph 94), 7 December 2022

⁷⁷ ACCORD, '[Pakistan: Religious Minorities](#)' (page 17), March 2021

⁷⁸ IIRF, '[Vision and Mission](#)', no date

国別格付けからの広範囲に及ぶデータを閲覧するための比較枠組みを提供すること」であった。その要約は、2022年時点での13件の出典⁷⁹を基に調査した格付けから引き出されており、それによると、「様々な報告書が概して、パキスタンは宗教的自由度が低いという点で一致する。それら全てにおいて、宗教的少数派集団に対する差別を理由付けとして述べている。」⁸⁰

- 9.1.3 2023年12月、USSDはパキスタンを1998年国際宗教自由法（International Religious Freedom Act）の下で「特に懸念される国（CPC : Country of Particular Concern）」に再指定し、理由は「宗教的自由の特に重大な侵害」に関与した又はそうした侵害を許容したことにあり、USSDはそうした侵害を「（1）拷問、（2）長期間にわたる未告訴拘禁、（3）強制失踪、又は（4）その他、人の生命、自由又は安全の目に余る否認といった侵害を含む「宗教的自由の体系的、継続的、悪質な侵害」と定義した。」⁸¹パキスタンは最初に2018年にCPCに指定されていた⁸²。この出典では、この指定がキリスト教徒の処遇に起因していた度合いの説明はなかった。
- 9.1.4 2024年1月、GoPは最新の指定を断固として拒絶する通告を出し、係る指定は「偏りのある恣意的な、足元の現実から逸脱した評価」に基づいていると述べ、「パキスタンは異教徒間調和という豊かな伝統を持つ多元的国家である。憲法に沿って、パキスタンは宗教的自由を促進し少数派の権利を保護するための広範囲に及ぶ様々な措置を講じてきた」と付け加えた。⁸³
- 9.1.5 パキスタンはオープン・ドアーズWWL 2023（対象期間は2021年10月1日から2022年9月30日まで）において76か国中7位で、スコアは86であった。WWLではキリスト教徒が直面する迫害のレベルが高い（41～60ポイント）、非常に高い（61～80ポイント）又は極めて高い（81～100ポイント）国々を分析し、迫害を「キリスト教徒として特定された結果として当人が経験する敵意を指し、キリスト教徒に対する敵対的な態度、言葉、行為が含まれ得る」⁸⁴と定義している。

[目次に戻る](#)

9.2 政治的代表参加

- 9.2.1 2022年版USSD IRF報告書において指摘されているとおり、憲法の下、大統領と首相の地位はイスラム教徒向けに確保され、議会の議員は全てパキスタンのイスラム教国家としての主体性を保護することを宣誓しなければならない。⁸⁵
- 9.2.2 同報告書は以下を付け加えた。

「憲法では国会と州議会において非イスラム教徒議員の議席を確保している。342の議員からなる国民議会（国会の下院）は非イスラム教徒向けに10議席を確保している。100人の議員からなる上院は非イスラム教徒向けに4議席を確保し、各州から1人ずつである。州議会の場合、同様に確保される議席がハイバル・パフトゥンハー州で3議席、パンジャブ州で8議席、シンド州で9議席、バロチスタン州で3議席である。確保された議席は総選挙での政党の獲得議席数

⁷⁹ IIRF, '[Global Religious Freedom Data Spectrum](#)' (Methodology), 2022

⁸⁰ IIRF, '[Global Religious Freedom Data Spectrum](#)' (Pakistan), 2022

⁸¹ USSD, '[Countries of Particular Concern, Special Watch List Countries...](#)', 29 December 2023

⁸² USSD, '[IRF Report 2021](#)' (Executive summary), 2 June 2022

⁸³ MOFA, '[Pakistan rejects designation as 'a Country of Particular Concern'...](#)', 8 January 2024

⁸⁴ Open Doors, '[WWL 2023 Country scores and ranks](#)' (page 3), January 2023

⁸⁵ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

に比例する形で分配される。党首がこれらの議席に就任する少数派の議員を選び、自分が代表する少数派の有権者によって直接選出されるわけではない。確保された議席に就任する議員を、議員が属するコミュニティの人口比に比例して任命する義務はない。」

9.2.3 フリーダム・ハウス (Freedom House) が公表した「世界の自由 (Freedom in the World) 2023年版」という報告書での指摘によると、「合同選挙区制度により、イスラム教徒以外の少数派の人々は一般投票に参加できる。また彼らは政党名簿制度を通じて国会と州議会における確保議席に代表者を出す。しかし、非イスラム教徒の政治参加は依然としてギリギリのレベルである。政党が確保議席に就任する議員を推薦するため、非イスラム教徒の有権者は選出プロセスにおいてほとんど発言権がない。」⁸⁷

9.2.4 少数派の確保議席に関して、2022年版USSD IRF報告書によると、

「一部の宗教的少数派の指導者は引き続き、政党指導者が選挙ではなく党内での討議を通じて少数派の確保議席に就任する議員を選定するというプロセスを批判した。これらの少数派指導者によると、「裕福な実業家」だけがこのプロセスを通じて選出され、多くは自分が代表を務めることになっている少数派コミュニティから適切に評価されているわけではない。他にも、確保議席に就任する議員は所属政党又は立法府でほとんど影響力を持たず、それは投票してくれる選挙民がほとんどいないからである、という意見もあった。宗教的少数派出身の女性は、あらゆる立法機関において宗教的少数派の確保議席に男性しか推薦しないとの理由で政党を批判し、そして宗教的少数派の女性をこれらの議席に任命することを義務付ける法改正を要求した。」⁸⁸

9.2.5 予定されている国政選挙を背景に州議会が解散される前、キリスト教徒はパンジャブ州議会に3人⁸⁹、シンド州議会に1人⁹⁰、そしてKPKに1人いた⁹¹。バロチスタン州議会のウェブサイトでは議員の宗教的所属を開示していなかった⁹²。2024年の国政選挙以来、全ての州議会が議員の詳細を掲載してウェブサイトを更新したわけではないが、パンジャブ州議会では2024年から6人のキリスト教徒が記録された。⁹³

[目次に戻る](#)

9.3 キリスト教徒の祭典

9.3.1 少数派の宗教祭典は、クリスマスや復活祭を含め、公式レベルで祝賀⁹⁴されたり公休日⁹⁵になったりしていたが、CLJの2020年の報告書ではキリスト教の休日を「多少曖昧」と表現し、その理由として、12月25日がパキスタンを建国したムハンマド・アリ・ジンナー (Muhammad Ali Jinnah) の誕生日であることから公休日となっており、また復活祭は日曜日⁹⁶に該当し、これはそもそも連邦政府と州政府の休業日である⁹⁷。一方、12月26日がキリスト教徒の公休日で

⁸⁷ Freedom House, 'Freedom in the World 2023: Pakistan' (B4), 2023

⁸⁸ USSD, 'IRF Report 2022' (section II), 15 May 2023

⁸⁹ Punjab Assembly, 'Members' List by Religion: Christianity', no date

⁹⁰ Sindh Assembly, 'Member Profile: Mr Anthony Naveed', no date

⁹¹ KPK Assembly, 'Minority – Reserved Seats (Wilson Wazir)', no date

⁹² Balochistan Assembly, 'Members directory', no date

⁹³ Punjab Assembly, 'Members' List by Religion: Christianity', 2024

⁹⁴ MORA, 'Interfaith Harmony Activities/Public Awareness', no date

⁹⁵ The Express Tribune, 'Christian community set to celebrate Easter Sunday...', 16 April 2022

⁹⁶ CLJ, 'The Index of Religious Diversity and Inclusion in Pakistan' (page 33), 2020

⁹⁷ Gulf News, 'Friday or Sunday, what will be the new weekend in Pakistan?', 21 February 2019

98,99、聖金曜日（Good Friday）と復活祭の月曜日は政府職員の選択的休日であった。^{100,101}

- 9.3.2 2022年と2023年のそれぞれの機会に大統領と首相はキリスト教徒コミュニティ向けに復活祭^{102,103}とクリスマスの挨拶を行った^{104,105,106}。2023年のクリスマスの日に、首相付きの特別異教徒間調和代表者（Special Representative on Interfaith Harmony）兼パキスタン聖職者評議会（PUC : Pakistan Ulema Council）議長のハフィズ・ムハンマド・タヒル・メフムード・アシュラフィ（Hafiz Muhammad Tahir Mehmood Ashrafi）がカラチ市内の聖トリニティ大聖堂（Holy Trinity Cathedral）を訪れ、キリスト教徒コミュニティと一緒に祝った一方^{107,108}、陸軍総司令官（Chief of Army Staff）のサイエド・アシム・ムニール（Syed Asim Munir）将軍はラワルピンディのキリスト教会（Christ Church）でキリスト教徒コミュニティに加わった。¹⁰⁹
- 9.3.3 パキスタン・トゥデイ（Pakistan Today）によると、2023年に州政府はキリスト教徒の職員に給与を前払いし、クリスマス休暇を与えた。¹¹⁰
- 9.3.4 2023年、パキスタンの主流の英語メディアが全国各地で行われた復活祭^{111,112,113}とクリスマス^{114,115,116}の祝賀を報じた一方、コミュニティと教会を保護するために国が保安態勢を敷いたことも指摘した。^{117,118,119,120}

[目次に戻る](#)

9.4 教育とリテラシー

- 9.4.1 2022年版USSD IRF報告書によると、公立又は私立の全ての教育機関において、大学を含め、生徒は入学申請書で自分の宗教的所属を申告しなければならず、また非イスラム教徒は地元の宗教コミュニティの長に自分の宗教的所属を確認してもらわなければならない。¹²¹

- 9.4.2 同報告書によると、

「憲法では、教育機関に通う者は宗教関連授業への出席又は当人自身の宗教以外の宗教に関連する宗教関連式典への参加を要求されないものとする、と規定

⁹⁸ INCPak, '[Public Holidays in Pakistan 2023 \[Complete List\]](#)', 26 December 2022

⁹⁹ INCPak, '[List of Public Holidays in Pakistan For 2024](#)', 20 December 2023

¹⁰⁰ INCPak, '[Public Holidays in Pakistan 2023 \[Complete List\]](#)', 26 December 2022

¹⁰¹ INCPak, '[List of Public Holidays in Pakistan For 2024](#)', 20 December 2023

¹⁰² APP, '[PM greets Christian community on Easter](#)', 17 April 2022

¹⁰³ Pakistan Today, '[Leaders extend warm wishes to Christian community on Easter](#)', 9 April 2023

¹⁰⁴ Daily Times, '[PM felicitates Christian community on Christmas](#)', 25 December 2022

¹⁰⁵ President of Pakistan, '[President Dr Arif Alvi's Message on the occasion...](#)', 25 December 2023

¹⁰⁶ Pakistan Today, '[President, PM extend wishes Christian community on...](#)', 25 December 2023

¹⁰⁷ APP, '[Muslims, minorities united for country's development: Ashrafi](#)', 25 December 2023

¹⁰⁸ Pakistan Observer, '[Constitution of Pakistan gives equal rights to followers...](#)', 25 December 2023

¹⁰⁹ ISPR, '[General Syed Asim Munir, NI \(M\), Chief of Army Staff \(COAS\)...](#)', 25 December 2023

¹¹⁰ Pakistan Today, '[All set to celebrate Christmas in Pakistan tomorrow](#)', 24 December 2023

¹¹¹ Dawn, '[Special services, festivities mark Easter in KP](#)', 10 April 2023

¹¹² Dawn, '[Christian community in Karachi celebrates Easter](#)', 10 April 2023

¹¹³ Dawn, '[Easter services held in churches throughout city](#)', 10 April 2023

¹¹⁴ Dawn, '[In pictures: Christians revel in Christmas festivities across Pakistan](#)', 25 December 2023

¹¹⁵ Daily Times, '[Christmas celebrated with great zeal and enthusiasm](#)', 26 December 2023

¹¹⁶ Pakistan Today, '[All set to celebrate Christmas in Pakistan tomorrow](#)', 24 December 2023

¹¹⁷ Dawn, '[Easter services held in churches throughout city](#)', 10 April 2023

¹¹⁸ Daily Times, '[CM directs to ensure security arrangements on Easter](#)', 9 April 2023

¹¹⁹ Pakistan Today, '[All set to celebrate Christmas in Pakistan tomorrow](#)', 24 December 2023

¹²⁰ Dawn, '[In pictures: Christians revel in Christmas festivities across Pakistan](#)', 25 December 2023

¹²¹ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

している。また、どの宗派であれ、それぞれが維持する教育機関において宗派に属する生徒向けに宗教指導を行うことを妨げられないとも規定している。

憲法では、政府は学校で全てのイスラム教徒の生徒向けのイスラム教学習を必須とするものとする規定しているが、他の宗教集団の生徒はイスラム教の学習を法律で要求されるわけではない。ほとんどの学校がイスラム教以外の宗教信念又はそれぞれの独自の宗教的伝統の授業を並行して実施しない。しかし、一部の国立学校では、非イスラム教徒の生徒は倫理を学ぶことができる。親は、家庭の費用負担で、宗教学校を含め私立学校に子供を通わせることができる。パンジャブ州、シンド州、バロチスタン州、ハイバル・パフトゥンハー州では、私立学校はイスラム教徒の生徒にイスラム教研究とコーランも指導するよう要求される。」¹²²

9.4.3 一方、同じく2022年版USSD IRF報告書によると、

「政府は単一全国カリキュラム（Single National Curriculum）の実施を続け、2022年7月にこれをパキスタン全国カリキュラム（National Curriculum of Pakistan）に改称した。このイニシアティブの狙いは、パキスタンに3種類ある教育機関—私立学校、公立学校及び宗教学校にまたがって横断的に小学校での指導を標準化することであった。宗教的少数派集団は、ウルドゥー語、英語、地理など非宗教関連科目においてもイスラム教の観点がカリキュラムで重視されていることを批判し、このカリキュラムは、憲法が定める、「義務的宗教指導」の制限や、教育関連のほとんどの権限の州政府への委譲に違反していると主張した。シンド州政府が新カリキュラムの使用に合意した10月以来、4州全てが現在、新カリキュラムを使用している。パンジャブ州政府はイスラム教聖職者評議会にカリキュラムを再検討及び承認する役割を付与したが、宗教的少数派集団の指導者には付与しなかった。

最高裁判所は引き続き、宗教的少数派の保護に関する裁判所の委員会のショアイブ・スドル（Shoaib Suddle）からの、義務教育におけるイスラム教的な指導内容に異議を唱えた請願を再検討しており、この請願は同年末時点でまだ裁判所で審理中であった。スドルの請願によると、必須カリキュラムは、ウルドゥー語課程、英語課程及び他の非イスラム関連の一般課程を含め、広範囲にわたりイスラム教的な内容（加えて非イスラム教徒の否定的なステレオタイプ）が盛り込まれているため、宗教的少数派の生徒は強制的にイスラム教の宗教指導を受けることになる。スドルはこれらの科目からイスラム教的な内容を削除し、それをもっぱらイスラム教学習の教科書に集中させることを提言した、というのも、その科目がイスラム教徒の生徒に限り必須であるからである。イスラム教イデオロギー評議会の議長はこの請願に反対した。パンジャブ州、シンド州、バロチスタン州、ハイバル・パフトゥンハー州の法務官（Advocates General）は、教科書は法律に適合すると裁判所に伝えた。

「法律ではイスラム教学習とコーランの指導をイスラム教徒の生徒に限り行うよう要求している一方、情報筋からは引き続き、多くの非イスラム教徒の生徒がこれらの授業に参加せねばならず、それは学校が独自の宗教的信念又は倫理の授業を並行して実施しないからであるという報告が寄せられた。」¹²³

9.4.4 少数派の権利に関する2014年の最高裁判所判決の2022年6月から2023年6月にかけての遵守状況をCSJが評価した報告書によると、ヘイトスピーチは学校の

¹²² USSD, [‘IRF Report 2022’](#) (section II), 15 May 2023

¹²³ USSD, [‘IRF Report 2022’](#) (section II), 15 May 2023

教科書から総じて削除されていた¹²⁴。少数派の権利に関する一人委員会（One-Man Commission on Minorities Rights）の進捗について2023年8月にコメントしたショアイブ・スドル委員長も、教科書からのヘイト材料の削除に注目した。¹²⁵

9.4.5 包摂に向けたプラスの前進の中での全国紙ドーン（Dawn）紙の2023年3月の報道によると、全国カリキュラム評議会（NCC : National Curriculum Council）は宗教教育用教科書を7つの少数派集団の生徒（連邦政府が監督する教育機関に入学したキリスト教徒を含む）向けに刊行してよい旨、合意した¹²⁶。しかし、2023年12月時点で、全ての宗教的少数派向けのカリキュラムガイドラインは、連邦教育・職業訓練省（Ministry of Federal Education and Professional Training）によると引き続き「進行中」であった¹²⁷。宗教問題・異教徒間調和省（MORA）も宗教的少数派向けの奨学金制度基金を提供した。^{128,129}

9.4.6 パキスタンの長老派教育委員会（PEB : Presbyterian Education Board）によると、PEBは小学校から高等学校まで、少なくとも21の学校で6,000人余りの児童（うち40%がキリスト教徒）に教育を提供する^{130,131}。パキスタンの全国カトリック教育委員会（NCEC : National Catholic Education Commission）は、全国各地の教区内の学校を、カトリック教育委員会（Catholic Boards of Education）の下で規制し¹³²、これにイスラマバード／ラワルピンディ教区の教区教育委員会（DBE : Diocesan Board of Education）が含まれ、DBEはイスラム教徒と非イスラム教徒の両方を含む25,000人近くの児童を指導する45の学校を運営しているとのことであった¹³³。2021年から2023年にかけて、貧しいキリスト教徒児童のためにバルナバス・エイド（Barnabas Aid）という慈善団体が11の学校を建てた。¹³⁴

9.4.7 オープン・ドアーズWWL 2023によると、

「学校（及び他の場所）での差別は、キリスト教徒の学童にとって毎日の経験である。学校では、キリスト教徒を親に持つ児童は、飲用水が「汚らわしくなる」ことを避けるという理由でイスラム教徒のクラスメイトと同じ水道を使わせてもらえず、いじめを受けることも多い。キリスト教徒の児童の多くが仮設トイレの清掃又は床の掃き掃除を要求され、それはキリスト教徒が一般に清掃作業員と認知されているからである。一部の教科書はキリスト教徒に対する憎悪を扇動する。一部のキリスト教系の学校でさえ、一部の非キリスト教徒の生徒がキリスト教徒と付き合わないこと、更には一緒に食事をしないことさえ選択することも予想される。この姿勢は必ずしも純粋に宗教的ではないだけでなく、カーストの考慮も背景にあり、それはキリスト教徒の大部分が低級カースト出身で、更には過去に「不可触」扱いされていたからである。」¹³⁵

9.4.8 パンジャブ州の公共部門で働くキリスト教徒に関して、パキスタン・パートナ

¹²⁴ CSJ, '[Quest for Justice](#)' (page 5), 2023

¹²⁵ APP, '[Police must protect Constitutional rights of minorities: Dr Shoaib Suddle](#)', 11 August 2023

¹²⁶ Dawn, '[Minority students to have their own religious textbooks](#)', 6 March 2023

¹²⁷ Ministry of Federal Education..., '[NCC Religious Education – Introduction](#)', no date

¹²⁸ MORA, '[Minority's Scholarship Management System](#)', no date

¹²⁹ MORA, '[FAQS-IH](#)' (Questions 7 to 11), no date

¹³⁰ PEB, '[Frequently Asked Questions](#)', no date

¹³¹ PEB, '[Message from Veda Shaheen Gill](#)', no date

¹³² NCEC, '[Catholic Boards of Education](#)', no date

¹³³ DBE, '[Introduction – Diocesan Board of Education](#)', no date

¹³⁴ Barnabas Aid, '[Barnabas completes 11th new school building for...](#)', 31 October 2023

¹³⁵ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 37), December 2022

ーシップ・イニシアティブ（Pakistan Partnership Initiative）という宗教ベースのNGOが2021年8月に公表した報告書によると、

「パンジャブ州在住のキリスト教徒の識字率は低い。様々な利害関係者との議論を通じ、パンジャブ州では都市部のキリスト教徒の識字率は農村部で暮らす人々より高いことが分かった。キリスト教徒は教育での平等な機会を否認される。高等教育を完了するキリスト教徒はわずか2%である。キリスト教徒の生徒は、大学などの教育機関に出願する際に宗教的差別に直面する。キリスト教徒の児童はほとんどが通学する代わりに働かざるを得ず、結果として非識字と貧困のサイクルが続くことになるが、児童は学校へ通学すると差別に直面する。」¹³⁶

- 9.4.9 UCAニュース（UCA News）というカトリック系報道機関の2022年6月付けの報道によると、「キリスト教徒の教育者は1972年にパキスタンの私立学校が国営化されたことについて、キリスト教徒コミュニティ内での低い識字レベル、教会機構の弱体化及びコミュニティ内で不安が生じたことを理由に非難する。教会が運営する学校とカレッジの半数近くが今なお州政府の支配下にある。」¹³⁷

[目次に戻る](#)

9.5 雇用と所得

- 9.5.1 オーストラリア政府の外務貿易省（DFAT : Department of Foreign Affairs and Trade）がパキスタンに関して2022年1月に公表した「DFATの現場知識とパキスタン国内及び他地域の広範囲に及ぶ情報筋との議論」並びに「政府及び非政府の情報筋からの情報」¹³⁸に基づく報告書によると、「キリスト教徒はパキスタンで最も経済的にぜい弱な集団に数えられる。多くはスラム街で暮らし、「清掃作業員」（衛生労働者）、家政婦又は煉瓦製造所の奴隷労働者として雇用されている（中略）。求人広告は、地方自治体及び他の政府機関向けを含め、衛生労働を行うことができるのはキリスト教徒又は他の「非イスラム教徒」に限られると指定することが多い。」¹³⁹
- 9.5.2 2022年版USSD IRF報告書によると、「キリスト教徒の宗教的自由に関する活動家から相変わらず、民間雇用におけるキリスト教徒に対する差別のまん延の報告がある。彼らによると、キリスト教徒は単純作業が関係する仕事以外での就職に苦勞し、単純作業の求人広告ではキリスト教徒の応募のみ受け付けると指定する場合もある。」¹⁴⁰
- 9.5.3 少数派に対する差別に関する、2022年5月に公表されたNCHRによる事実認定報告書によると、

「2009年、パキスタン政府は連邦と州両方の全ての政府事務所に対してBPS-01からBPS-22（基本給尺度（Basic Pay Scale）を意味し、1が最低、22が最高を表す¹⁴¹）の全ての政府職位の5%を宗教的少数派向けに確保するよう指示する通知を出した。これは政府のあらゆるレベルでの少数派の参加の確保に向けた段階的措置であった。しかし、証拠が示すところ、定数に満たない少数派が

¹³⁶ PPI, 'State of Public Sector Jobs for Minorities in Punjab...' (page 12), August 2021

¹³⁷ UCA News, 'Pakistan's Christian institutes battle corruption, nepotism', 28 June 2022

¹³⁸ DFAT, 'Country Information Report Pakistan' (paragraph 1.4), January 2022

¹³⁹ DFAT, 'Country Information Report Pakistan' (paragraph 3.46), January 2022

¹⁴⁰ USSD, 'IRF Report 2022' (section III), 15 May 2023

¹⁴¹ Tax.Net, 'Revised Pay Scales 2022-23 | Budget 2022-23 Pakistan Salary Increase', 4 July 2022

ストの半数近くが欠員のままである。補充されたポストの範囲内でさえ、イスラム教徒以外の少数派の80%がBPS-01～BPS-04の低賃金労働に雇用されている。」¹⁴²

9.5.4 キリスト教徒の若者が直面する様々な問題に関して国内全域の15歳から29歳までの男女474人から得られたデータを基にPPIが実施した調査¹⁴³での考察によると、「（中略）キリスト教徒ははしごの低い方の段にがちりはまり、ほとんどが衛生労働者、家事手伝い、農場労働者、工場従業員として働き、あるいはとりわけ一経済的及び社会的な性質の貧困によって委縮してしまう悪循環の中で生活している。」¹⁴⁴この調査の所見によると、「若者の大部分は貧困世帯に属し、総世帯月収が10,000～30,000パキスタンルピー（2023年1月17日時点で28～85ポンド¹⁴⁵）の範囲で生活している。¹⁴⁶」パキスタン統計局（PBS）によると、1人当たり平均月給は24,028パキスタンルピー（約68ポンド¹⁴⁷）である（2020年～2021年）。¹⁴⁸

9.5.5 NCHRの所見によると、キリスト教徒は衛生作業、すなわち政府が頻繁に非イスラム教徒限定で求人広告を出す仕事に占める割合が不釣り合いに多い。¹⁴⁹

9.5.6 少数派向けの公共部門での仕事に関する2021年のPPIの報告書によると、「利害関係者との議論の結果、キリスト教徒は雇用差別を受け、主に単純労働に従事する。キリスト教徒は「低水準の単純作業に集められる」ことが多く、これは部分的に、キリスト教徒の非識字率と貧困率が高いことや、キリスト教徒を「不浄」と捉える社会的姿勢が原因である。様々な議論が示唆するところ、キリスト教徒は典型的に街路清掃作業や下水清掃作業として働く。全国で下水労働者の90%がキリスト教徒である。さらに、清掃作業の求人広告ではキリスト教徒限定の仕事であることを指定する場合もあり、これはキリスト教徒の清掃作業員が無期限に「臨時」労働者として雇用され、契約は毎年満了し、更新されることを意味する。これらの労働者は常勤労働者とみなされないことから、たとえ同じ仕事に数十年間にわたり就いていても諸手当、年金、病休、休暇を利用できない。キリスト教徒の女子はメイド又は看護師として働くことが多く、これらの仕事で性的暴行を受けるリスクを負う。」¹⁵⁰

9.5.7 カトリック系報道機関のUCAニュースの2021年の報道によると、「パキスタンでは推定で看護師の60～70%がキリスト教徒コミュニティに属する。パキスタンには160余りの登録看護学校があり、生徒のほとんどがキリスト教徒コミュニティに属する。」¹⁵¹

9.5.8 利害関係者との議論を経た2021年のPPIの報告書での所見によると、キリスト教徒の約60%が失業中であつた（それと比べ労働者全体では約6.3%¹⁵²）。雇用された人々のうち、約10%が公共部門で働き、80%が民間部門で働いていた。同報告書では仕事の性質を探究し、その所見によると民間部門ではキリスト教

¹⁴² NCHR, '[Unequal Citizens... NCHR Fact Finding Report](#)' (page 4), May 2022

¹⁴³ PPI, '[Challenges of Christian Youth in Pakistan – People's Perspective](#)' (page 12 to 13), no date

¹⁴⁴ PPI, '[Challenges of Christian Youth in Pakistan – People's Perspective](#)' (page 8), no date

¹⁴⁵ Xe.com, '[10,000 PKR to GBP](#)', '[30,000 PKR to GBP](#)', 17 January 2024

¹⁴⁶ PPI, '[Challenges of Christian Youth in Pakistan – People's Perspective](#)' (page 9, 17), no date

¹⁴⁷ Xe.com, '[24,028 PKR to GBP - Pakistani Rupees to British Pounds](#)', 17 January 2024

¹⁴⁸ PBS, '[Labour Force Survey 2020-21 \(Annual Report\)](#)' (page 43), March 2022

¹⁴⁹ NCHR, '[Unequal Citizens... NCHR Fact Finding Report](#)' (pages 1, 4, 5), May 2022

¹⁵⁰ PPI, '[State of Public Sector Jobs for Minorities in Punjab...](#)' (page 11), August 2021

¹⁵¹ UCA News, '[The challenges of Christian nurses in Pakistan](#)', 21 June 2021

¹⁵² ILOSTAT, '[Country profiles Pakistan unemployment rate %](#)', 2021

徒が保健、教育、衛生の産業で雇用されていた一方、公共部門ではほとんどが衛生産業で働いていた。同じ情報筋によると、パンジャブ州ではキリスト教徒の大部分が日雇い労働者で、農村部では彼らは不釣り合いなほど農業や煉瓦製造産業で働かされていた。¹⁵³

- 9.5.9 美容室、衣料品店、八百屋を含め、自営業のキリスト教徒に言及しつつ、2021年のPPIの報告書によると、キリスト教徒が営む事業の大部分が自分のコミュニティ内で創設され、これは「（中略）事業を失うことの不安や差別意識を含む様々な要因が背景にある。」¹⁵⁴

- 9.5.10 同じく事業を営むキリスト教徒に言及しているオープン・ドアーズWWL 2023によると、

「ある国別のエキスパートは、事業を行う際のキリスト教徒に対する全般的な姿勢について、「キリスト教徒に対して支払われたお金は「ウンマ（Umma）（イスラム教徒コミュニティを意味する）」には与えられないお金とみなされることから、差別される。したがって、キリスト教徒の金融／事業の成功は理解しにくいままの状態が続き、キリスト教徒コミュニティだけでは小さすぎて事業を持続できない」と表現している。別のエキスパートはこの考え方について、次のように極端な例を示す。

「政府の契約は決してキリスト教徒には授与されない。キリスト教徒は食品事業からも完全に除外され、それはイスラム教徒がキリスト教徒の売る肉を買ってくれないからである。私の地元であるキリスト教徒男性が鶏肉店を開業したが、イスラム教徒が即座に止めるよう要求し、なぜならキリスト教徒が売る肉が彼らにとって「ハラム（不浄で食べられない）」だからである。店主が拒否したところ、イスラム教徒が彼を攻撃し、殺してしまった。」¹⁵⁵

[目次に戻る](#)

9.6 医療

- 9.6.1 様々な報告が示唆するところ、パキスタンには50か所余りのキリスト教ミッション系病院があり、恵まれない人々に低料金で医療を提供しているが、病院が寄付に頼ることが多いため、リソースが悪用されてしまっていた^{156,157}。アラブ・ニュース（Arab News）の2019年12月の報道によると、「ミッション系病院はペシャール、アボッターバード（Abbottabad）、チトラル（Chitral）、ラホール、サヒワル（Sahial）、クエッタ、カラチを含め、国内の様々な都市にある。」¹⁵⁸

- 9.6.2 医療へのアクセスに関して、オープン・ドアーズWWL 2023によると、

「多くの病院、薬局及び他の施設が福祉制度を有するが、キリスト教徒に対してはますます否認されている。キリスト教徒は医療提供者に法外な費用を支払いよう要求される又は融資を受けるよう要求されることも多い。そうした費用を支払うことができないため、治療を受けることを拒否される。公立病院では、キリスト教徒は、従来ザカート（Zakat）資金（イスラム教における寄

¹⁵³ PPI, 'State of Public Sector Jobs for Minorities in Punjab...' (pages 11 to 12), August 2021

¹⁵⁴ PPI, 'State of Public Sector Jobs for Minorities in Punjab...' (page 12), August 2021

¹⁵⁵ Open Doors, 'Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier' (page 40), December 2022

¹⁵⁶ Arab News, 'Pakistan's missionary hospitals look for donors to expand...', 15 December 2019

¹⁵⁷ UCA News, 'Pakistan's Christian institutes battle corruption, nepotism', 28 June 2022

¹⁵⁸ Arab News, 'Pakistan's missionary hospitals look for donors to expand...', 15 December 2019

付)を通じて供給されている無償の医療の利用を許可されない。キリスト教徒はザカートを支払うわけではないため、**2021年に導入され政府が病院での治療のためのクレジットを提供する「保健カード」の恩恵にあずからない**(**テレグラフ (Telegraph) の報道、2021年10月21日**) (以下略)」¹⁵⁹

- 9.6.3 注目すべき点として、テレグラフによる、オープン・ドアーズWWL 2023で引用されたセハート (Sehat) 保健カードの展開に関する報道記事によると、パキスタン政府は健康保険制度に資金を拠出するが、この制度がザカートの支払と結び付いていることは示していない¹⁶⁰。代わりに、セハート・サフラー・プログラム (SSP : Sehat Sahulat Program) は、報告によると、イスラマバード首都地域 (ICT : Islamabad Capital Territory) 、パンジャブ、ハイバル・パフトゥンハー (KP) 、アザド・ジャンムー及びカシミール (AJK : Azad Jammu and Kashmir) 、ギルギット・バルチスタン (GB) 、ターパーカー (Tharparker) 県、シンドの永住者かつコンピューター化国民身分証明書 (CNIC) 保有者で、入院治療を必要とする全ての人々に資格が与えられる。^{161,162,163}
- 9.6.4 オープン・ドアーズWWL 2023によると、「入院患者はキリスト教徒と病室を共有したがないため、キリスト教徒は廊下や通路で待たなければならないことが多い。キリスト教徒団体が運営する病院はザカートの恩恵を受けず、ゆつくりと資金を搾り取られる。」¹⁶⁴
- 9.6.5 医療の全般的な利用可能性の評価に関する付加的指針については「国別政策・情報ノート パキスタン：医療の提供」を参照のこと。

[目次に戻る](#)

[セクション更新日：2024年3月19日](#)

10. 国家による処遇及び姿勢

10.1 少数派の権利の保護と支援

- 10.1.1 2020年5月、政府は、少数派の権利の確保と保護のための措置を講じるよう政府に命じた**2014年の最高裁判所の裁定に国家少数派委員会 (NCM) を創設した**^{165,166}。しかし、**2022年版USSD IRF報告書**によると、「宗教的自由に関する活動家や市民社会団体は引き続き、国家少数派委員会の限られた権限に関する懸念を表明し (中略) 委員会は法的権限がなく問題を解決する力もない状態で機能し続けた。」¹⁶⁷
- 10.1.2 NCMは**2023年5月10日に任期を完了し**¹⁶⁸、それを受け国民議会 (NA) は**2023年8月に少数派の権利の保護を狙いとする国家少数派委員会法案を可決した**が、これは様々な権利団体や市民社会団体からの勧告が盛り込まれておらず、また**2014年の最高裁判所の裁定の指示を無視している**として、それらの団体が

¹⁵⁹ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 40), December 2022

¹⁶⁰ The Telegraph, '[Pakistan's "miraculous" new health card scheme provides...](#)', 21 October 2021

¹⁶¹ SSP, '[FAQ – Who are included in SSP](#)', no date.

¹⁶² SSP, '[About the program – Treatment packages](#)', no date

¹⁶³ The Lancet, '[Sehat sahumat: A social health justice policy leaving no one behind](#)', 18 October 2022

¹⁶⁴ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 40), December 2022

¹⁶⁵ USCIRF, '[USCIRF Welcomes Establishment of Pakistan's National Commission...](#)', 8 May 2020

¹⁶⁶ MRGI, '[Beyond Commissions: Institutionalizing Minority Rights In Pakistan](#)', 2 June 2020

¹⁶⁷ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

¹⁶⁸ MORA, '[National Commission for Minorities](#)', no date

ら批判された^{169,170,171}。同法案は（予定されている選挙を背景に）NAの解散前に上院に提出されなかったため、廃案となった^{172,173}。2024年3月12日、複数の市民社会組織（CSO）が新法案を起草するための作業部会を結成し、法案を議会に導入すべく政府と共に取り組むと誓約した¹⁷⁴。情報源を当たってみたが（「参考文献」参照）、本書執筆時点でNCM法案の政府による進捗に関して更なる情報は見つからなかった。

10.1.3 2022年版USSD IRF報告書によると、NCMは宗教問題・異教徒間調和省（MORA）の管轄下に置かれ、NCMについての少数派宗教指導者は「（中略）過去の公的な声明や行動において少数派に対する偏見を明確に示したことのある保守的な聖職者に支配され、主たる関心事は毎年のメッカ巡礼（Hajj to Mecca）の規制と円滑化にある」と主張した。¹⁷⁵

10.1.4 一方、肯定的な指摘として、2022年版USS IRF報告書によると、MORAは「（中略）貧しい少数派の援助、少数派の礼拝所の修復、少数派が運営する小規模開発プロジェクト、少数派の宗教祭典の祝賀及び宗教的少数派の生徒のための奨学金制度の提供をカバーする」予算を有する¹⁷⁶。MORAの少数派福祉基金は合計6,000万ルピー（約170,500ポンド¹⁷⁷）を小規模開発スキーム及び個人向け財政支援に割り当て、そして追加で4,500万ルピー（約128,000ポンド¹⁷⁸）の奨学金基金を計上した。¹⁷⁹

10.1.5 UNCERDに関する報告書において、GoPによると、

「人権省（MoHR : Ministry of Human Rights）は（中略）バロチスタンで全ての下級司法機関の総合研修を行っている。2020年末までに、約175人の裁判官と150人の検察関係者がICERDを含む人権及び国際条約の義務に関する研修を受けた。同様の研修がシンドとハイバル・パフトゥンハーでも実施済みである。パンジャブ州政府は宗教関連の権利と自由という争点に関する公務員の研修に関係する講師の鋭敏化に向けたプログラムを開始した。異教徒間調和に関するセミナーの準備がパンジャブ州及び他の州で進められており、これは宗教関連の権利と自由に関する意識高揚が目的である。」¹⁸⁰

10.1.6 2023年8月11日（少数派記念日（National Minority Day））のAPPの報道によると、少数派の権利に関する一人委員会（最高裁判所が2014年に下した裁定の実施を補助するために2019年1月に創設¹⁸¹）の委員長を務めるショアイブ・スドル博士は、国家警察局（National Police Bureau）がイスラマバードで開催し警察部隊、市民社会団体、宗教的少数派コミュニティ代表者が参加したイベントにおいて、同委員会は少数派の権利に関して「（中略）地域社会の財産の回復、教科書からのヘイト材料の排除及び5%の少数派就任定数の実施といった部分で進歩を遂げてきた」と述べた。一方で彼は宗教的少数派の諸問題に対して

¹⁶⁹ Express Tribune, '[Fault-lines in the Minorities Commission Bill](#)', 25 August 2023

¹⁷⁰ Eurasia Review, '[Uncertain Future Of Pakistan's Minority Rights Commission](#)', 18 August 2023

¹⁷¹ Friday Times, '[National Commission For Minorities: An Attempt For...](#)', 24 August 2023

¹⁷² Senate of Pakistan, '[Government Bills: Bills transmitted by the National Assembly](#)', no date

¹⁷³ Eurasia Review, '[Uncertain Future Of Pakistan's Minority Rights Commission](#)', 18 August 2023

¹⁷⁴ The White Post, '[Working Group Formed](#)', 12 March 2024

¹⁷⁵ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

¹⁷⁶ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

¹⁷⁷ Xe.com, '[60,000,000 PKR to GBP - Pakistani Rupees to British Pounds](#)', 29 January 2024

¹⁷⁸ Xe.com, '[45,000,000 PKR to GBP - Pakistani Rupees to British Pounds](#)', 29 January 2024

¹⁷⁹ MORA, '[Minorities Welfare Fund](#)', no date

¹⁸⁰ UNCERD, '[Combined twenty-fourth to twenty-sixth periodic...](#)' (paragraph 5), 10 February 2022

¹⁸¹ APPG FoRB, '[Religious Minorities of Pakistan](#)' (page 13), September 2019

警察活動の応答性を更に向上させることができる、と強調した¹⁸²。このイベントにおいて、国家警察局長官は「（中略）パキスタンにおける刑事司法制度は少数派の権利の保護において非常に有益な役割を果たせるよう、応答性を高めるべきである。少数派の諸問題の警察活動を行いながら、警察官は少数派の周縁性を増長する他の社会的事実を考慮しなければならない」¹⁸³と述べた。

- 10.1.7 2023年8月20日に開催された別のイベントに関するドーン紙の報道によると、スドル博士は少数派の権利に関する2014年の最高裁判所の裁定が実施されていないことについてお役所仕事を非難し、また「（中略）国の考え方と社会の姿勢が変わらない中で少数派にとっての状況が変化することについて「悲観的な見方」」を表明した。¹⁸⁴
- 10.1.8 ファイサラバード州ジャランワラで2023年8月にキリスト教徒コミュニティに対する攻撃が起こった後でのパキスタンの国家人権委員会（NCHR）から首相宛ての公開書簡によると、「人権の促進と保護のための包括的な法的及び憲法上の枠組みが確立されたにもかかわらず、宗教的少数派に対するそうした暴力行為は、実施状況及び責務を担う人々の役割に関して重大な疑問を投げ掛けるものである。」¹⁸⁵
- 10.1.9 2023年12月25日に暫定の連邦人権大臣（Federal Minister for Human Rights）のカリル・ジョージ（Khalil George）はクリスマスのメッセージの中で、キリスト教徒コミュニティは全ての少数派と並び、「（中略）パキスタンで完全な宗教的自由を享受している」¹⁸⁶と述べた。

[目次に戻る](#)

10.2 差別と虐待

10.2.1 2022年版USSD IRF報告書によると、

「宗教的少数派コミュニティのメンバーは引き続き、法律・司法省（Ministry of Law and Justice）、内務省（Ministry of Interior）、人権省が宗教的少数派の権利を守り保護を執行する法律を、一貫性を欠く形で適用していると述べた。また宗教的少数派コミュニティのメンバーは、政府は社会的差別とネグレクトに対する保護措置においても一貫性を欠き、キリスト教徒に対する公的差別は（中略）程度の差こそあれ根強く続いている、とも述べた。」¹⁸⁷

10.2.2 同報告書によると、

「（2022年）8月、内務省は、社会正義センター（CSJ）というNGO及び他のNGOが国連人権理事会に提出した、キリスト教徒の強制改宗事件及び神への冒とくを禁ずる同国の法律の国際的な人権上の義務と同国独自の法律に違反する形での誤用について記述した報告書について、CSJに対する措置を講じるようパンジャブ州政府に命じた。報道によると、政府は同NGOの報告書を「反政府プロパガンダ」とみなした（以下略）¹⁸⁸

12月16日、CSJはラホール高等裁判所（Lahore High Court）へ、株式会社登記

¹⁸² APP, [‘Police must protect Constitutional rights of minorities: Dr Shoaib Suddle’](#), 11 August 2023

¹⁸³ APP, [‘Police must protect Constitutional rights of minorities: Dr Shoaib Suddle’](#), 11 August 2023

¹⁸⁴ Dawn, [‘Speakers deplore plight of minorities in Pakistan’](#), 20 August 2023

¹⁸⁵ NCHR, [‘Jaranwala: Incident Report’](#) (page 6), October 2023

¹⁸⁶ APP, [‘Christmas bring people closer for ending their differences: Khalil...’](#), 25 December 2023

¹⁸⁷ USSD, [‘IRF Report 2022’](#) (section II), 15 May 2023

¹⁸⁸ USSD, [‘IRF Report 2022’](#) (Executive summary), 15 May 2023

所（Registrar of Joint Stock Companies）及びパンジャブ州政府産業・商業・投資局（Department of Industries, Commerce, and Investment）に対する、

「何ら合法的正当化事由のない虚偽の、根拠のない曖昧な理由」でCSJのNGO登録を取り消そうとして嫌がらせや脅迫を行ったことに関する禁止命令を提起した。同年末時点で、裁判所は訴訟の係属中におけるパンジャブ州当局によるCSJに対する措置を一切禁じた。」¹⁸⁹

- 10.2.3 強制改宗に関するジュビリー・キャンペーンの2022年11月の報告書によると、「（中略）パキスタンの全市民が司法へのアクセスに際し障壁に直面するが、少数派宗教集団は正義の追求において一層大きな困難に直面する」¹⁹⁰。同じく強制改宗について報告したパキスタンの国家児童権利委員会（NCRC : National Commission on the Rights of the Child）の2021年12月の報告書によると、「警察を含め、法執行機関の公職者の間に少数派に対する広範な偏見が存在する（中略）。これらの偏見は少数派に対して様々なコミュニティにまん延する全般的な不寛容と憎悪に端を発するものであり、それが転じて人々の考え方に影響を及ぼし、そして少数派を遠ざけることに成功する。」¹⁹¹

- 10.2.4 司法機関の姿勢に関してNCRCの報告書が指摘したところによると、「宗教的少数派に対する全般的な不寛容と不平等の雰囲気は社会の全てのセグメントに浸透し、司法機関のメンバーも場合によっては法律の命令よりむしろイデオロギー的な確信に圧倒されてしまう。警察と同様に、司法機関のメンバー内にも、個人的及び宗教的な信念に基づく一定の偏見は存在し得るものであり、それが正義の分配の阻害要因になりかねない。さらに、司法機関は、とりわけ宗教的過激派からの直接間接の巨大な圧力を受ける可能性もあり、それが結果的に法律の選択的／不均一な解釈と適用につながるおそれがある。」¹⁹²

- 10.2.5 政府の慣行に関して、2022年版USSD IRF報告書によると、

「報道によると、警察は時々、宗教的少数派を殺害したり、身体的虐待を加えたり、又は保護を怠ることがある。一例として、（2022年）9月17日、バシル・マシー（Bashir Masih）というキリスト教徒のバス運転手がザファーワリ（Zafarwali）村で窃盗容疑で警察に逮捕され、パンジャブ州サムブリアル（Sambrial）市内の警察署へ連行された。報道によると彼の元雇用主がマシーを車両1台を盗んだとして告発していた。数時間後、彼の遺体は近くのサムブリアル病院に残され、近親者不在としてリストに記載されていたのだが、実は妻のロジーナ・ビビ（Rozeena Bibi）がその日の早い時間帯に彼の安否を尋ねるために警察署を何度も訪れていた。9月18日、地元住民が抗議し、県の警察官ファイザル・カルマン（Faisal Kamran）が間に入った後、ロジーナ・ビビは警察に申立てを届け出ることを許可された。グーラム・ムルタザ（Ghulam Murtaza）警部補補佐（Assistant Sub-Inspector）とアズマ・アリ（Azmat Ali）巡査（Constable）が後にマシー殺害容疑で逮捕された。」¹⁹³

- 10.2.6 英国を拠点とする慈善団体の英国アジアキリスト教徒教会（BACA : British Asian Christian Association）によると、バシル・マシーは2009年以来10件目の、キリスト教徒が警察に拘禁されていた間に殺害された事件であった。¹⁹⁴

¹⁸⁹ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

¹⁹⁰ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 17), November 2022

¹⁹¹ NCRC, '[Policy Brief on forced conversion with recommendations...](#)' (page 11), December 2021

¹⁹² NCRC, '[Policy Brief on forced conversion with recommendations...](#)' (page 13), December 2021

¹⁹³ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

¹⁹⁴ BACA, '[Tenth Christian killed in police custody since 2009...](#)', 20 September 2022

10.2.7 2022年版USSD IRF報告書によると、

「宗教的少数派のメンバー、特に下級カーストのヒンドゥー教徒とキリスト教徒が、自分達の土地を所望する人々を援助する政府職員による自宅や村からの強制退去の事例を報告した。2月、カラチ市内のコランギ（Korangi）地区出身の複数の地元キリスト教徒がカラチ・プレス・クラブ（Karachi Press Club）の前で地元の「土地マフィア」に対する抗議を行ったのだが、彼女らによると土地マフィアは彼女らを強制的に追い出すために偽造不動産証書を持って警察の護衛付きで彼女らの自宅に来た。コランギの複数のキリスト教徒住民が、殴打され、自宅から退去しなければ強姦を含め暴力を振るうと言って脅されたと報告した。」¹⁹⁵

10.2.8 BACAによると、2022年10月、イスラマバードでキリスト教徒のスラム住宅街の家屋115軒が資本開発庁（CDA : Capital Development Authority）によって解体され、解体業者によって所有物を盗まれ、その間、イスラム教徒に属する住宅は手付かずであった¹⁹⁶。CDAは2023年1月8日に仕事を完了すべく再び来て、工事の途中であった仮設住宅とテントを破壊した。BACAによると、複数のキリスト教徒が聖書を冒とくされたことに抗議した後、コミュニティの指導者が警察に援助を求めた。複数の上級警察官がコミュニティの懸念を気に留め、住民の所有物を翌日にCDAから返却してもらうよう手配した¹⁹⁷。BACAによると、連邦法に従って、代わりの住宅が提供されない限り解体が行われてはならない。¹⁹⁸

[目次に戻る](#)

10.3 神への冒とく関連法の適用

10.3.1 2022年版USSD IRF報告書によると、「裁判所は神への冒とく関連法を執行し続け、刑罰は死刑にまで及ぶが、政府が神への冒とくを理由に誰かを処刑したことは一度もない。」¹⁹⁹同報告書の追記によると、「政府はテロ対策法制の下での並行する法的構造として創設されたテロ対策裁判所を使用して、暴力犯罪、テロ活動、それに神への冒とくを含む宗教的憎悪を扇動するものと政府がみなす行為又は言論が関係する事件を審理することができる。」²⁰⁰

10.3.2 2022年版USSD IRF報告書によると、「（中略）宗教問題・異教徒間調和省はインターネットトラフィックを再検討し、神を冒とくする又は攻撃的なコンテンツを、削除できる可能性がある場合はパキスタン通信庁（PTA : Pakistan Telecommunications Authority）へ、又は刑事訴追の可能性がある場合は連邦捜査局（FIA : Federal Investigation Agency）へ報告する責任を負う。」²⁰¹ PTAの2022年版年次報告書（Annual Report）によると、PTAにはインターネット上の違法コンテンツを監視する専任の課がある。²⁰²

10.3.3 政府はPTAが発布する定期的な通告を通じ、神を冒とくするとみなされ得るコンテンツのインターネット上での公表に対して警告を発した、又はそれらの通

¹⁹⁵ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

¹⁹⁶ BACA, '[Christian slums destroyed by Pak-Government leaving hundreds...](#)', 30 November 2022

¹⁹⁷ BACA, '[Despite international outrage, Pak-Authorities return to Islamabad...](#)', 13 January 2023

¹⁹⁸ BACA, '[Christian slums destroyed by Pak-Government leaving hundreds...](#)', 30 November 2022

¹⁹⁹ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (Executive summary), 15 May 2023

²⁰⁰ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

²⁰¹ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

²⁰² PTA, '[Annual Report 2022](#)' (page 47), January 2023

報方法を示した^{203,204,205}。2022年版USSD IRF報告書によると、「同年中、新しいビデオの中で、パキスタン通信庁（PTA）は親に対し、子供が潜在的に神を冒とくする可能性のある投稿をしてないことを確保するよう、子供のオンライン活動を監視するよう強く促した。PTAによると、このビデオは単に公共サービスの発表であり、違反者に対する法的措置は法執行機関に委ねられる。」²⁰⁶

10.3.4 UNCERDに関する報告書において、GoPによると、「統計データから、この（神への冒とく関連）法律の下での訴訟のほとんどがイスラム教徒を相手取って提起されていることが分かる。」²⁰⁷しかし、CSJの主張によると、データが示唆するところ、神への冒とく関連法は「相変わらず宗教的少数派へ不釣り合いに適用されている。」²⁰⁸

10.3.5 2022年版USSD IRF報告書によると、

「カトリック系メディアが5月に報じたとおり、宗教又は信念の自由に関する国連特別報告官のアフメド・シャイード（Ahmed Shaheed）は、同国の神への冒とく関連法は、人権と宗教的自由に対する特に重大な侵害であると述べた。彼は「その神への冒とく関連法はパキスタンに大混乱を生み出しつつある」と述べ、「それは人々の生活を犠牲にしており」そして「宗教的自由を損ねる」働きをする。また、彼は同国において「この法律の単なる存在が過激派をつけあがらせ（中略）法と秩序の崩壊をもたらした」とも述べた。」²⁰⁹

10.3.6 2024年3月に公表され、「信ぴょう性のあるメディアソースに基づき（中略）CSJによって検証された²¹⁰」データを使用したCSJの報告書の所見によると、1987年から2023年にかけて少なくとも2,449人が神への冒とくの実行で告発され、うち291人（12%）がキリスト教徒であった²¹¹。CSJは2020年から2023年にかけて792件の神への冒とくの告発を記録し、うち33件（4%）がキリスト教に対する告発であった²¹²。CSJは神への冒とくで告発された人々が神への冒とく関連法の下で正式に起訴された及び／又は有罪判決を受けたかどうかは示さなかった。

	2020年から2023年までの神への冒とくの告発				
宗教	2020	2021	2022	2023	合計
イスラム教徒	155	45	88	247	535
アフマディ教団	39	25	75	65	184
キリスト教徒	11	7	4	11	33
ヒンドゥー教徒	2	7	2	1	12
不明	1	0	2	5	8
合計	208	84	171	329	

出典データ：CSJ人権オブザーバー（Human Rights Observer）2024²¹³

²⁰³ PTA, '[Annual Report 2022](#)' (page 47), January 2023

²⁰⁴ PTA, '[Alert - Attention Social Media / Internet Users](#)', 29 November 2023

²⁰⁵ PTA, '[Public Notice For Social Media/Internet Users](#)', 22 September 2022

²⁰⁶ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

²⁰⁷ UNCERD, '[Combined twenty-fourth to twenty-sixth periodic...](#)' (paragraph 62), 10 February 2022

²⁰⁸ CSJ, '[Human Rights Observer 2023](#)' (page 7), March 2023

²⁰⁹ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

²¹⁰ CSJ, '[Human Rights Observer 2024](#)' (page 6, footnote 14) March 2024

²¹¹ CSJ, '[Human Rights Observer 2024](#)' (page 31) March 2024

²¹² CSJ, '[Human Rights Observer 2024](#)' (page 31) March 2024

²¹³ CSJ, '[Human Rights Observer 2024](#)', (page 31) March 2024

- 10.3.7 CSJによると、神への冒とくの告発はほとんどが全体的にパンジャブ州（パキスタンで最も人口が多い州²¹⁴）で発生し、534件の告発が2020年から2023年にかけて発生した²¹⁵。CSJは州別のデータを宗教別に分類しなかった。
- 10.3.8 パキスタン人権委員会（HRCP : Human Rights Commission of Pakistan）という独立系の人権団体²¹⁶の2022年を対象とした人権報告書によると、警察は同年にパキスタン全土で35件の神への冒とく事件を登録したが、被告人の宗教には言及しなかった。²¹⁷
- 10.3.9 2023年9月、HRCPはパンジャブ州サルゴダ（Sargodha）県への事実認定ミッション（FFM）を実施し、これは2023年の7月から8月にかけてマリアム・タウン（Maryam Town）と周辺の村にあるキリスト教徒コミュニティを相手取って提起された一連の第一次情報報告書（FIR : First Information Report）を受領した後のことであった。少なくとも5件のFIRが、神への冒とくの申立て後に複数の個人又は集団宛てに発行された²¹⁸。警察官からHRCPへの説明によると、「（中略）宗教的性質を帯びた事件では、彼らの主たるアプローチは、仲裁を通じて友好的な解決を追求し、最後の選択肢としてFIRを届け出ることである。」²¹⁹地元行政機関の公職者がHRCPに示唆したところによると「（中略）そのような事件でのFIRの届出は、事実、状況を静め、過激派を抑制する手段である。」²²⁰キリスト教徒コミュニティのメンバー2人によると、FIRを届け出した際に適正手続が守られていなかった。²²¹
- 10.3.10 2022年版USSD IRF報告書では2022年3月に神への冒とくで告発されたファンサン・シャヒド（Fansan Shahid）というキリスト教徒の逮捕に言及しており、シャヒドは申立てによると自白するまで警察に殴打された（「差別と虐待」も参照のこと）²²²。同報告書の追記によると、「パキスタン教会のアザド・マーシャル（Azad Marshall）司教（Bishop）はシャヒドの逮捕及び神への冒とくの虚偽の嫌疑との闘いを政府が怠ったことを非難し、それによると「神への冒とく関連法の誤用を政府が抑制しないことが、虚偽の告発者をつけあがらせている。」」²²³

「神への冒とくの嫌疑及びキリスト教徒に対する攻撃」も参照のこと。

[目次に戻る](#)

10.4 神への冒とくに関連する有罪判決と無罪放免

10.4.1 ICCPRに関する2022年12月付けの報告書において、GoPによると、

「他のどの違反者でもそうであるように、神への冒とく関連法違反で告発された者は裁判所で審理される。神への冒とく関連法の下で有罪判決を受けた場合には有効な上訴プロセスもある。被告人が有罪とされ、控訴裁判所（Court of Session）から極刑を言い渡された場合、高等裁判所の裁判官2名によって判決が追認される必要があり、そうしなければ判決を実施することはできない。高

²¹⁴ PBS, 'Announcement of Results of 7th Population and Housing Census-2023...', 5 August 2023

²¹⁵ CSJ, 'Human Rights Observer 2024', (page 31) March 2024

²¹⁶ HRCP, 'About us', no date

²¹⁷ HRCP, 'State of Human Rights in 2022' (page 22), 2023

²¹⁸ HRCP, 'Mob violence and the social ostracisation of the...' (pages 1 to 2), September 2023

²¹⁹ HRCP, 'Mob violence and the social ostracisation of the...' (page 3), September 2023

²²⁰ HRCP, 'Mob violence and the social ostracisation of the...' (page 3), September 2023

²²¹ HRCP, 'Mob violence and the social ostracisation of the...' (page 4), September 2023

²²² USSD, 'IRF Report 2022' (Executive summary), 15 May 2023

²²³ USSD, 'IRF Report 2022' (Executive summary), 15 May 2023

等裁判所の決定後、被告人はパキスタンの最高裁判所へ上訴する救済措置を求めることができる。最高裁判所が高等裁判所の判決を支持する場合、パキスタンの大統領へ赦免嘆願書を提出することができ、大統領は憲法第45条の下で恩赦を付与し、刑の執行を猶予及び減刑することができる。」²²⁴

10.4.2 2022年1月のDFATの報告書によると、

「下級裁判所における神への冒とくによる有罪判決率は高く、裁判官は有罪判決を下せという世間からの非常に大きな圧力を受けることが多い。パキスタンの法律専門家がDFATに語ったところによると、神への冒とく関の有罪判決はほとんどが上級裁判所で覆されるが、告発された神への冒とく者は刑務所で数年間過ごすことになる予想され、たとえ告発が最終的に事実無根と認められた場合でもそうである。裁判官と被告側弁護士は神への冒とく事件を引き受けたがらないことが多く、それは身の安全のリスクが関わってくることが背景にあり、結果的に、新たな法廷が組まれるまで上訴が遅れることになる。」²²⁵

10.4.3 2022年版USSD IRF報告書によると、

「NGO、法律観測筋、宗教的少数派代表者が依然、神への冒とく事件における基本的な証拠標準に従うことを下級裁判所が怠っていることについて懸念を提起している。彼らはサイバー事件を含め、一部の被告人が最初の審理又は上訴を待って何年も刑務所に残ったり、また有罪判決を受けた一部の人が刑務所で何年も過ごした後上級裁判所で証拠不十分を理由に判決が覆されて自由の身になるという事態につながった、事件の裁定が下るまでの遅いペースについても懸念を提起した。複数の法的権利擁護団体によると、一部の下級裁判所は神への冒とくに対する過酷な刑罰を支持する集団に属する傍聴人、例えば被告人の弁護士、家族、支持者をしばしば脅迫したパキスタン・ラバイク運動

(TLP)などが傍聴する状態で手続を行い続けている。そうでない場合、複数の権利擁護団体によると、保安上の理由から、神への冒とくの審理が刑務所内で行われる結果、透明性が失われてしまう。また法律観測筋によると、裁判官や治安判事が、抗議活動を起こす集団との対峙を避ける、あるいはそうした集団からの脅迫又は暴力を避ける目的で審理を遅らせる又は審理を無期限に続行することもある。法律観測筋によると、一部の例では、裁判官と裁判所職員が、事件が別の裁判官へ移管されることを期待して審理を遅らせたこともある。警察、検察官、被告側弁護士も同様に、神への冒とく事件での出廷を渋る結果、捜査と心理が更に遅れた。」²²⁶

10.4.4 アルジャジーラ (Al Jazeera) の2023年8月の報道によると、「(神への冒とく)の有罪判決はほとんどが上訴審で上級裁判所によって覆される(以下略)。²²⁷」米国国際宗教の自由委員会 (USCIRF : United States Commission on International Religious Freedom) という、独立的な超党派の米国連邦政府機関²²⁸は、2023年のあるキリスト教徒女性に対する神への冒とく事件の棄却に言及したが、そうした無罪放免は「まれ」であることを示唆した。²²⁹

10.4.5 2022年版USSD IRF報告書によると、

²²⁴ ICCPR, '[Second periodic report submitted by Pakistan...](#)' (paragraph 99), 7 December 2022

²²⁵ DFAT, '[Country Information Report Pakistan](#)' (paragraph 3.35), January 2022

²²⁶ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (Executive summary), 15 May 2023

²²⁷ Al Jazeera, '[Pakistan's blasphemy law: All you need to know](#)', 18 August 2023

²²⁸ USCIRF, '[What is USCIRF](#)', no date.

²²⁹ USCIRF, '[Issue Update: Assessing Blasphemy and Related Laws on Religious...](#)', December 2023

「市民社会からの様々な報告によると、過去数年間に神への冒とくで起訴された少なくとも4人が2022年に死刑判決を受け、2人がキリスト教徒、2人がイスラム教徒である。これらの事件のうち1件において、ある裁判官が神への冒とくについての終身刑を死刑に改めた。他の事件では、紙への冒とく容疑で既に刑務所で数年間過ごしていた人々に対し、裁判所が神への冒とくによる有罪判決を上訴審で覆して無罪放免とした、又は保釈を認めた。」²³⁰

10.4.6 2023年10月13日に開催されたパキスタンの上院常設人権委員会（Senate Standing Committee on Human Rights）の会合に出席した際のNCHRによると、全国各地の刑務所で179人が神への冒とく容疑での審理のため収監されており、更に17人が既に有罪判決を受けていた²³¹。しかし、パンジャブ州刑務所局によると、2023年12月13日時点でパンジャブ州だけで552人の囚人が神への冒とく違反（第295条のA、B、C）で収監されており、うち485人（少年5人を含む）が「審理中」であった²³²。囚人データは宗教別に分けられていなかった。

10.4.7 神への冒とくで起訴された又は有罪判決を受け、後に無罪放免となった又は保釈を認められたキリスト教徒の近年の例として以下が挙げられる（このリストで全てではない）。

- 2021年6月－アムネスティ・インターナショナルによると、あるキリスト教徒夫婦が、神を冒とくするテキストの送信により死刑判決を受けた後、ラホール高等裁判所により無罪放免となった²³³
- 2021年9月－USCIRFによると、2人のカトリック教徒の看護師が、2021年4月に職場で「コーランを汚した」との理由で逮捕及び拘禁された後、保釈された^{234,235}
- 2021年10月－USCIRFによると、2013年7月に終身刑を言い渡され、次いで2021年に量刑が死刑に変わっていたサッジャド・マシー・ギル（Sajjad Masih Gill）は、無罪放免となり、2021年11月に釈放された²³⁶
- 2022年1月－USCIRFによると、最高裁判所は、フェイスブックに神を冒とくする内容を投稿した容疑で2017年11月に逮捕及び拘禁されたナディーム・サムソン（Nadeem Samson）の保釈を認めた²³⁷
- 2022年7月－USCIRFによると、神への冒とくにより拘禁された（日付指定なし）ダニシュ・アリ（Danish Ali）は無罪放免となり、後に釈放された²³⁸
- 2022年8月－USCIRFによると、2018年2月に神を冒とくすると認知された画像をフェイスブックに投稿した容疑で拘禁されたパトラス・マシー（Patras Masih）は最高裁判所により保釈を認められた²³⁹
- 2022年10月－2013年以来拘禁され、2014年以来裁判にかけられていたシェラズ・アフメド・カーン（Sheraz Ahmed Khan）はラホールの裁判所によ

²³⁰ USSD, 'IRF Report 2022' (Executive summary), 15 May 2023

²³¹ Senate of Pakistan, 'Event Title: Senator Walid Iqbal, Chairman Senate...', 13 October 2023

²³² Punjab Prisons, 'Crime Wise Population', 13 December 2023

²³³ Amnesty International, 'Pakistan: Acquittal of couple on death row for sending...', 3 June 2021

²³⁴ USCIRF, 'Mariyum Lal', no date

²³⁵ USCIRF, 'Newsh Arooj', no date

²³⁶ USCIRF, 'Sajjad Masih Gill', no date

²³⁷ USCIRF, 'Nadeem Samson', no date

²³⁸ USCIRF, 'Danish Ali', no date

²³⁹ USCIRF, 'Patras Masih', no date

り無罪放免となった²⁴⁰

- 2023年3月－USCIRFは、2015年にコーランの文面を記載した新聞を燃やしたとして告発されたフマユン・ファイサル（Humayun Faisal）の無罪放免と釈放に言及した²⁴¹
- 2023年12月－クリスチャン・ソリダリティ・インターナショナル（CSI : Christian Solidarity International）によると、（意図的でなく）コーランの数ページを燃やしたために2023年4月に逮捕された後に刑務所で23日間過ごしたあるキリスト教徒女性とイスラム教徒の同僚1人が、2023年12月8日に無罪放免となった²⁴²

[目次に戻る](#)

10.5 神への冒とく関連法の悪用に対する応答

- 10.5.1 在イスラマバード英国高等弁務官事務所、USCIRF、パキスタンの上院常設人権委員会を含む様々な情報筋によると、神への冒とくの虚偽の告発が、個人的紛争の和解あるいは土地又は事業の奪取を目的に、あらゆる宗教の人々に対して使用されている。^{243,244,245}
- 10.5.2 UNCERDとICCPRの実施に関する報告書において、GoPによると、「我が国は神への冒とく関連法の誤用又は悪用の防止に全面的に尽力しており」、「独立した司法機関、自由なメディア、活発な市民社会が、神への冒とく関連法の誤用に対する付加的な保護を提供する。」^{246,247}しかし、2022年5月に批判筋は政府を、元首相のイムラン・カーン（Imran Khan）が法律の下で起訴された後に政敵に対して神への冒とく関連法を武器化したとして告発した。²⁴⁸
- 10.5.3 2022年2月のエクスプレス・トリビューン（Express Tribune）の報道によると、イスラム教イデオロギー評議会（CII）（ある法律がイスラム教と矛盾しているかどうかについて政府に助言する憲法上の機関²⁴⁹）は「（中略）神への冒とくの嫌疑に基づく対人暴力はシャリア、憲法、人道と矛盾する」と宣言した。²⁵⁰
- 10.5.4 ICCPRに関するGoPの報告書における、神への冒とく関連法の誤用に対する保護手段として講じられている措置に関するGoPのコメントによると、
- 「神への冒とく関連法の誤用をチェックするために様々な立法上の措置、警察措置、行政措置が講じられてきた。そうした狙いを追求する中で、内務省は、連邦内閣の承認を得て、連邦捜査庁（FIA : Federal Investigation Agency）細則を改正し、この改正ではパキスタン刑法（PPC）の第295-A条、第295-C条、第298条、第298-A条の下でのいかなる申立ても、州警察部門と並行して神への冒とく訴訟の誤用をチェックする権限を有することになるFIAの対象範囲に該当する。虚偽の告発を通じた神への冒とく関連法の誤用を防ぐよう、付加的な保

²⁴⁰ CLAAS, '[Blasphemy accused acquitted by the lower court](#)', October 2022

²⁴¹ USCIRF, '[Humayun Faisal](#)', no date

²⁴² CSI, '[Pakistan: Christian widow and Muslim colleague cleared of...](#)', 13 December 2023

²⁴³ APPG FoRB, '[Pakistan Report 2023](#)' (page 12), November 2023

²⁴⁴ USCIRF, '[Issue Update: Assessing Blasphemy and Related Laws on Religious...](#)', December 2023

²⁴⁵ Senate of Pakistan, '[Event Title: Senator Walid Iqbal, Chairman Senate...](#)', 13 October 2023

²⁴⁶ UNCERD, '[Combined twenty-fourth to twenty-sixth periodic...](#)' (paragraph 62), 10 February 2022

²⁴⁷ ICCPR, '[Second periodic report submitted by Pakistan...](#)' (paragraph 94), 7 December 2022

²⁴⁸ VoA, '[Pakistan's Former PM Khan Faces Disputed Blasphemy Charges](#)', 1 May 2022

²⁴⁹ CII, '[Council Of Islamic Ideology](#)', no date

²⁵⁰ Express Tribune, '[Violence over blasphemy allegations against Islam: CII](#)', 24 February 2022

護対策が講じられている。

パキスタン国内の市民の権利を保護するため、手続が改正されており、神への冒とく事件における予備的調査は現在、県警察官によって行われる。PPC第211条では、ある違反について合法的な根拠なく、意図的に虚偽の刑事訴訟を提起する者又は他人に虚偽の容疑を掛ける者は2年以下の懲役若しくは罰金又は両方に処せられるものとする規定している。また、そのような誤った犯罪容疑での刑罰が死刑、終身刑、又は7年以上の懲役である場合、当人は懲役7年及び罰金に処せられる可能性もある。」²⁵¹

10.5.5 2022年版USSD IRF報告書によると、

「様々なNGOや法律観測筋が引き続き、申立てを届け出ることができる前に神への冒とく容疑の捜査を上級警察官に要求する法律は、多くの神への冒とく事件の客観的捜査及び棄却に貢献する、と述べている。しかし、一部のNFOの指摘によると、警察は一樣にこの手続に従うわけではない。一部の事件において、裁判所は、上級警察官が捜査を行うことができるよう、被告人が正式に起訴されてしまう前に14日間、被告人を警察に再拘禁させた。他の事件では、上級警察官による必要な捜査を待たずに、下級警察官が、神への冒とく容疑を提起した。再び、様々なNGOや法律観測筋によると、虚偽の神への冒とくの告発を行った者を警察は減多に起訴しない。」²⁵²

10.5.6 アルジャジーラの2022年4月の報道によると、仕事仲間に神への冒とくで告発されて2021年12月に殺害されたスリランカ人キリスト教徒の工場経営者の殺害により、6人が有罪とされた後、死刑を言い渡された。ラホールテロ防止裁判所も、9人に終身刑、1人に懲役5年、他の72人に懲役2年を言い渡した。²⁵³

10.5.7 2021年に神への冒とくで告発されたあるキリスト教徒が届け出た保釈請願に関する2022年8月の審問の際、最高裁判所（SC）は、神への冒とくの虚偽の申立ては多くの場合、個人的紛争の和解を目的に行われると認め、そして「宗教関連違反は非常に重大な違反であり、第295-C条では死刑のみ規定している。したがって、全ての関係者が、司法行政における不正義が起こらないよう最大限配慮しなければならない」²⁵⁴と付け加えた。

10.5.8 前回の2018年のパキスタン訪問に続いて、宗教又は信念の国際的自由のための全政党議会グループ（APPG FoRB : All-Party Parliamentary Group for International Freedom of Religion or Belief）という超党派議員グループの代表団が2023年2月にパキスタンを訪れ、政府職員や非政府組織（NGO）を含む様々な利害関係者と面会し、その目的はパキスタンにおける4年間のFoRBの状況を評価することであった²⁵⁵。その後公表された報告書（APPG FoRB報告書パキスタン編2023年版（APPG FoRB Pakistan Report 2023））によると、

「連邦人権大臣（Federal Minister for Human Rights）は、（神への冒とく関連）法の誤用に伴う様々な問題があることを認めた。これらの問題の原因は「州政府による法の支配の欠如」にあるとされ、彼の部門は虚偽の申立てを抑止する方策を検討していた。これに、神への冒とく関連法を悪用する者に対する、より厳しい罰則の導入が含まれた。この問題は、仲裁による申立ての解決

²⁵¹ ICCPR, '[Second periodic report submitted by Pakistan...](#)' (paragraphs 96, 97), 7 December 2022

²⁵² USSD, '[IRF Report 2022](#)' (Executive summary), 15 May 2023

²⁵³ Al Jazeera, '[Pakistan: Six sentenced to death for lynching Sri Lankan national](#)', 18 April 2022

²⁵⁴ Supreme Court, '[Criminal Petition No. 883-L of 2022](#)' (paragraph 8), 23 August 2022

²⁵⁵ APPG FoRB, '[Pakistan Report 2023](#)' (page 6), November 2023

を追求したイスラム教イデオロギー評議会からも特定され、同評議会はこのアプローチによって106件を法廷に持ち込まずに済んだと指摘した。」²⁵⁶

10.5.9 同報告書の追記によると、「神への冒とくの申立ての誤用が政府の公職者に受け入れられていた一方、この悪用に寄与した要因を検討したがない向きもあった。むしろ、APPGは、神への冒とくの嫌疑と結果的な自警団の暴力は、敵対する外国による企てであったことや、訪問する代表団への反応、またはテロ行為の影響を含め、多様な要因によって引き起こされる、と伝えられた。」²⁵⁷

10.5.10 HRCPは、CSJ及び女性行動フォーラム（WAF : Women's Action Forum）と提携して2023年8月17日にファイサラバード県ジャランワラへの事実認定ミッションを実施し、これはクリスチャン・タウン（Christian Town）（別名シネマ・バスティ（Cinema Basti））在住の2人の兄弟に対する背教の噂と嫌疑に追従する形でキリスト教徒コミュニティに対する攻撃があり、数十もの教会と家屋が破壊される結果となった、その翌日のことであった²⁵⁸。報告書によると、「宗教的少数派に対して暴動を起こす目的での神への冒とくの嫌疑の使用は繰り返し起こる現象であり、生命と財産の損失を防ぐ国家の乏しい能力を露呈させただけでなく、宗教的動機による犯罪を防ぐための健全な政策がないことも明らかにした。」²⁵⁹同報告書での指摘によると、

「（中略）政党とその指導部、キリスト教の宗教指導者のほか、あらゆる宗教の指導者、市民社会、法執行当局者及び市民全般を含め、国中で幅広く糾弾された。ジャランワラでのキリスト教徒に対する攻撃のニュースが広まるにつれ、反応が流れ込み始めた。パンジャブ州の長官と警察監察長官が同日夜方に到着し、状況を見積もった。パンジャブ州の暫定首相と暫定首席大臣の両者が、被害に遭ったコミュニティとの団結を示すべくジャランワラを訪れ、攻撃の首謀者に説明責任を負わせることによる正義はもとより、損失に見合う被害者への補償も約束した。彼らは損傷した教会全ての修復も約束した。」²⁶⁰

10.5.11 ジャランワラでの事件の調査を開始したNCHRによると、2023年10月6日時点で全ての教会の再建又は修復及び備品類の再供給が完了しており、約80世帯が補償金として200万ルピー（5,593ポンド²⁶¹）を受領していた。²⁶²

2023年10月、パキスタンの上院常設人権委員会は、「個人的な評価（中略）を解決するための神への冒とく関連法の頻繁な誤用」²⁶³に関する懸念を表明した。カトリック系通信社のフィデス（Fides）によると、同委員会委員長のワリド・イクバル（Walid Iqbal）上院議員（Senator）は神への冒とく関連法に言及し、「（中略）少数派コミュニティにとって苦しみと不当な「集団的刑罰」を生じさせる問題に対処するための標準運用手順を策定する人権担当省内の全国的な調整委員会の結成」を呼び掛けた。」²⁶⁴

「宗教的少数派のための治安」及び「キリスト教徒に対する攻撃」も参照のこと。

²⁵⁶ APPG FoRB, '[Pakistan Report 2023](#)' (page 12), November 2023

²⁵⁷ APPG FoRB, '[Pakistan Report 2023](#)' (page 13), November 2023

²⁵⁸ HRCP, '[Mob-led destruction of churches in Jaranwala, Punjab](#)' (pages 1 and 2), 25 August 2023

²⁵⁹ HRCP, '[Mob-led destruction of churches in Jaranwala, Punjab](#)' (page 3), 25 August 2023

²⁶⁰ HRCP, '[Mob-led destruction of churches in Jaranwala, Punjab](#)' (page 5), 25 August 2023

²⁶¹ Xe.com, '[2,000,000 PKR to GBP - Pakistani Rupees to British Pounds](#)', 9 January 2024

²⁶² NCHR, '[Jaranwala: Incident Report](#)' (pages 11 to 12), October 2023

²⁶³ Senate of Pakistan, '[Event Title: Senator Walid Iqbal, Chairman Senate...](#)', 13 October 2023

²⁶⁴ Fides, '[Citizens imprisoned for blasphemy and abuse of rights: the Senate...](#)', 19 October 2023

10.6 治安及び暴力への対応

10.6.1 2022年1月のDFATの報告書によると、「警察はクリスマスと復活祭の間、主要なキリスト教会を警備し、暴力のリスクを低減するが、排除するとまではいかない。」²⁶⁵

10.6.2 UNCERDに関する報告書において、GoPによると、州住宅局（Provincial Home Department）が、復活祭、聖金曜日、日曜礼拝などの催事の折に警備を提供し²⁶⁶、また以下のようにGoPは宗教施設の保安に向けた州の取組に言及した。

- パンジャブ州では、「全ての宗教祭典や集会礼拝が、宗教機関の私的警備に加えてパンジャブ州警察によって保護される」
- シンド州では「少数派の注意を要する場所や礼拝所全てにCCTVカメラが設置されている」
- バロチスタン州では「住宅・部族問題局（Home and Tribal Affairs Department）が、バロチスタン州内の少数派及び宗教関連の場所へ、特に毎週日曜日など教会施設での礼拝日、（中略）復活祭、クリスマスなどの宗教関連行事、祭典や祝典及び少数派の各宗教指導者の到着時を含め、様々な機会に警備を提供する。」²⁶⁷

10.6.3 2022年版USSD IRF報告書によると、キリスト教徒の礼拝所及び他の宗教的少数派向けに、当局によって「（中略）年間を通じて宗教上の休日の前後又は特異的な脅威への対応を含め、様々な時期に」警備が強化され²⁶⁸、また追記によると、

「（2022年）2月、シンド州警察は少数派特別保護部隊という新部門の創設を発表し、この部隊は州全域にまたがって教会、寺院、グルドワラの保護を委ねられる。この部隊は権限を付与された総勢5,000人の警察官を擁し、カラチから2,800人の警察官を雇い始めた。6月に少数派の権利に関する一人委員会（パキスタンの最高裁判所によって創設）の単一メンバーであるショアイブ・スドルが報告したところによると、シンド州はこの部隊向けに1,200人の警察官を採用した。さらに彼によると、パンジャブ州とハイバル・パフトゥンハー州も同様の部隊の創設に取り組んでいるが、バロチスタン州はまだ、そうした部隊を創設するというスドルの付託事項を遵守していなかった。4月、パンジャブ州警察の監察長官は復活祭の祝賀の警備増強を発表した。州警察は教会や所有物を保護すべく、12,000人余りの人員と治安部隊を配備した。シンド州とバロチスタン州内のキリスト教徒とヒンドゥー教徒の代表者によると、警察は概して少数派の礼拝所に、特に主要な休日には十分な警備を提供する。」²⁶⁹

10.6.4 HRCP FFMの報告書は、2023年8月16日にジャランワラで起きたキリスト教徒コミュニティに対する攻撃に十分に対応するために警察が要した時間に批判的で、それによると、

「状況の激化から警察の増強までの間に数時間が経過した。レンジャー部隊

²⁶⁵ DFAT, [‘Country Information Report Pakistan’](#) (paragraph 3.47), January 2022

²⁶⁶ UNCERD, [‘Combined twenty-fourth to twenty-sixth periodic...’](#) (paragraph 35), 10 February 2022

²⁶⁷ UNCERD, [‘Combined twenty-fourth to twenty-sixth periodic...’](#) (paragraph 38), 10 February 2022

²⁶⁸ USSD, [‘IRF Report 2022’](#) (section II), 15 May 2023

²⁶⁹ USSD, [‘IRF Report 2022’](#) (section II), 15 May 2023

(Rangers) の出動要請から到着まで10時間以上かかったようである。この作戦の遅れが、暴徒が複数の教会、家屋、それに墓地1か所で暴れ回る十分な時間を与えてしまった。

ミッションは一部の区域で警察が傍観し、攻撃者に対して何も行動を取らなかったという報告も聞いた。警察の人数はたしかに最初は少なかった一方、暴徒が放火や略奪をやりたい放題であった間に警察の人員が傍観を選んだ理由は理解し難い。

ミッションは、宗教的動機で動いた暴徒—特に一部の宗教系政党が率いた暴徒—に対して確固たる抑止行動を取ることを警察が躊躇した理由について、州警察における曖昧さと、そうした状況に対処するために法執行要員に与えられる全般的な指示が明確でなかったことが原因であると考えている。」²⁷⁰

- 10.6.5 ニュース18 (News18) という、CNNと提携する放送網²⁷¹の、2023年8月16日のジャランワラでのキリスト教徒コミュニティに対する攻撃に関する8月18日付けの記事によると、「パンジャブ州警察は木曜日、すなわち暴動勃発の翌日、少なくとも140人を逮捕し、5件の事件を登録したと主張した。金曜日には主犯格の2人が逮捕され、これらの容疑者は少数派コミュニティの複数の教会や30軒あまりの家屋に対する前代未聞の攻撃に関与していた。」²⁷²
- 10.6.6 2023年の出来事を取り上げ、2024年3月に公表されたCSJの「人権オブザーバー (Human Rights Observer)」という報告書によると、ジャランワラでの事件の際にキリスト教徒に属する23か所の教会と約90軒の家屋が破壊された。²⁷³
- 10.6.7 ジャランワラでの事件後、ドーンが2023年8月19日にパンジャブ州警察の監察長官、ウスマン・アンワール (Usman Anwar) 博士の話として報じたところによると、「(中略) パンジャブ州全域で3,200か所の教会が、キリスト教徒コミュニティに安心感を与えるために警察に護衛された (以下略)」²⁷⁴。NCHRによると、懸念される事件やコミュニティが直面する苦情を報告するためのヘルプラインが開設された。²⁷⁵
- 10.6.8 2023年11月のパンジャブ州のIGP (警察監察長官) の話によると、州全域のキリスト教徒の礼拝所と教育機関が十分に警備されている。²⁷⁶

[目次に戻る](#)

セクション更新日：2024年2月1日

11. 社会的処遇

11.1 布教活動及びキリスト教的材料の所持又は提示

- 11.1.1 2021年に神への冒とくで告発されたあるキリスト教徒が提起した保釈請願について2022年8月に行われた審問における最高裁判所 (SC) の裁定によると、「キリスト教の説教は犯罪でもなければ、「自分の宗教を打ち明け、実践し、

²⁷⁰ HRCP, '[Mob-led destruction of churches in Jaranwala, Punjab](#)' (page 4), 25 August 2023

²⁷¹ News18, '[About News18](#)', no date

²⁷² News18, '[How Has the Pakistani Govt responded...?](#)', 18 August 2024

²⁷³ CSJ, '[Human Rights Observer 2024](#)', March 2024

²⁷⁴ Dawn, '[Justice Isa visits Jaranwala to show solidarity with Christian community...](#)', 19 August 2023

²⁷⁵ NCHR, '[Jaranwala: Incident Report](#)' (pages 12 to 13), October 2023

²⁷⁶ Punjab Police, '[IG Punjab Dr. Usman Anwar met with delegation of...](#)', 8 November 2023

広める」基本的権利を理由に犯罪化されることもあり得ない。」²⁷⁷

11.1.2 しかし、キリスト教徒が自分の信仰について近親者以外と議論する場合に関して、オープン・ドアーズWWL 2023によると、

「多くのキリスト教徒が自分の信仰についてイスラム教徒と話すことを避けるのは、危険な結末を伴う可能性があるからである。これは特に改宗者に当てはまる一方、他のキリスト教徒にも当てはまり、特に神への冒とく関連法に照らしてみた場合がそうである。そうした議論は、キリスト教徒、そのコミュニティ及び教会に対する宗教的な動機による攻撃を誘発するおそれがある。それに関するある国別エキスパートの要約によると、「拡大家族や他の人々もキリスト教徒であれば安全であるが、イスラム教徒又はヒンドゥー教徒の背景からの改宗者の場合は全く安全でない。」²⁷⁸

11.1.3 キリスト教の画像又はシンボルを表示することのリスクに関して、オープン・ドアーズWWL 2023によると、

「キリスト教のシンボルの表示は目に見える誘因であり、キリスト教徒が経験する日常的差別の出発点になる可能性があり、これが転じて暴力につながりかねない。単にクリスチャンネームを持つだけでも出発点として十分であり、近隣にイスラム教徒が圧倒的に多い場所への転居又は事業開始の妨げになるおそれがある。ある国別エキスパートの説明によると、「「さようなら」の言い方で非イスラム教徒と分かる可能性があり、キリスト教徒はほとんどが「Khuda Hafiz（神のご加護を）」と言う一方、イスラム教徒なら「Allah Hafiz（アラーのご加護を）」と言うことを強く要求する。したがって、改宗者は標的にされないよう、「Allah Hafiz」と言わざるを得ない。」加えて、キリスト教徒はキリスト教のシンボルを乗用車など自分の持ち物に表示してしまうと被害に遭うことも多い。十字架を身に付けたキリスト教徒が街角、交通機関又は職場で軽く叩かれたり攻撃的に標的にされたりしたという報告は、状況がより厄介になりつつあることの指標である。キリスト教徒が多数派を占める小さい区域内であれば、キリスト教のシンボルを表示することは可能で、リスクは低くなる。」²⁷⁹

11.1.4 同報告書によると、

「国外在住のキリスト教徒は基本的に自分が欲しい物を何でも所持できる一方、パキスタン人キリスト教徒が直接の個人的用途以外で物を所持することは危険で、これはイスラム教徒への宣伝や働きかけの手段とみなされる可能性があり、単に議論のための材料であっても同様である。書籍は、特に謝罪めいた内容の場合、反国家及び反イスラム教徒と宣言される可能性があり、そうした書籍の所有は刑罰につながり得る。改宗者の場合、何らかのキリスト教関連の材料を公然と所持するのは非常にリスクが大きい。」²⁸⁰

「改宗キリスト教徒」も参照のこと。

11.1.5 外国人キリスト教布教団に関して、2022年版USSD IRF報告書によると、

「政府は相変わらず、限定的な非イスラム教徒外国人布教活動を許可し、それらの布教者について、イスラム教に反する説教を行わず、当人がイスラム教徒

²⁷⁷ Supreme Court, '[Criminal Petition No. 883-L of 2022](#)' (paragraph 7), 23 August 2022

²⁷⁸ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 36), December 2022

²⁷⁹ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 36), December 2022

²⁸⁰ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 36), December 2022

ではないことを認めた場合に限り説教を許可した。政府の入国管理ウェブサイトによると、内務省はパキスタンで登録済みの組織から招待された「キリスト教布教団」の場合にビザ申請を処理した。後援組織は申請者が組織の正規メンバーであることを証明しなければならず、また布教団の財政支援の責任を負わなければならない。ビザ申請の際、布教団は「パキスタンの法律を尊重し、それに従う」ことと、「国内政治への没頭を慎む」ことを宣言しなければならなかった。布教団の情報筋によると、長期布教団が初めてパキスタンへの入国を希望する場合、出国する布教団の後を継ぐ布教団向けの「交代」ビザに限り取得可能である。同省のウェブサイトによると、「入国ビザは新たな布教団の開設又は既に布教活動に従事している既存の布教団の強化を希望する外国人布教団には付与されない」。登録済みの某教会に属するある布教者によると、政府は布教活動を阻害又は制限するわけではない。複数の市民社会連絡担当者によると、布教活動は政府から許可されるが、実際にはイスラム教徒への布教に対する社会全般の不寛容によって制限される。複数の市民社会連絡担当者によると、外国人布教団向けのビザは時々、拒否される又は非常に長い期間遅延する結果、布教を取り止めざるを得ないこともある。」²⁸¹

- 11.1.6 ドイツ・ヴェレ（DW : Deutsche Welle）の2021年1月の報道によると、パキスタンには10チャンネルのキリスト教系ケーブルTVサービスがあるが、一部のチャンネル所有者がDWに語ったところによると、彼らはイスラム教に対して攻撃的とみなされる可能性のある材料を一切放送しないよう留意している。²⁸²

[目次に戻る](#)

11.2 神への冒とくの嫌疑及びキリスト教徒に対する攻撃

- 11.2.1 神への冒とくの告発は、個人的紛争の和解を目的にあらゆる宗教のメンバーに対して使用される結果、人々は虚偽の申立ての影響を受けやすくなる^{283,284,285}。神への冒とくで告発された人々の一部が、自警団の暴徒によって、あるいは最初から狙われて攻撃又は殺害された。^{286,287,288}
- 11.2.2 神への冒とくの嫌疑に続いて2023年8月（APPG訪問後）に起こったジャランワラでのキリスト教徒コミュニティに対する標的を絞った攻撃を認知しつつ、APPG FoRB報告書パキスタン編2023年版によると、（2018年のAPPG訪問以来）キリスト教徒にとっての状況は「割と安定を維持し」、キリスト教徒にコミュニティに対する攻撃は減ってきた²⁸⁹。オープン・ドアーズWWL 2023によると、報告対象期間（2021年10月1日から2022年9月30日まで）中にキリスト教徒又は教会に対する大規模な攻撃は発生していない。²⁹⁰
- 11.2.3 2023年8月16日のジャランワラ事件に関するHRCP FFMの報告書から、キリスト教徒に対する過去の攻撃に関する多少の背景情報がわかり、注目点として、「CSLがまとめたデータによると、複数のキリスト教徒集落や教会に対して1997年から2016年にかけて51件の攻撃が発生し、これに22件のテロ攻撃が含

²⁸¹ USSD, 'IRF Report 2022' (section II), 15 May 2023

²⁸² DW, 'Why Pakistan's Christian TV channels keep a low profile', 28 January 2021

²⁸³ APPG FoRB, 'Pakistan Report 2023' (page 12), November 2023

²⁸⁴ USCIRF, 'Issue Update: Assessing Blasphemy and Related Laws on Religious...', December 2023

²⁸⁵ Senate of Pakistan, 'Event Title: Senator Walid Iqbal, Chairman Senate...', 13 October 2023

²⁸⁶ Al Jazeera, 'Angry mob lynches man accused of blasphemy in Pakistan', 11 February 2023

²⁸⁷ Pakistan Today, '124 suspects of grisly murder of Sri Lankan arrested so far', 5 December 2021

²⁸⁸ CSJ, 'Human Rights Observer 2023' (page 10), March 2023

²⁸⁹ APPG FoRB, 'Pakistan Report 2023' (pages 4 and 6), November 2023

²⁹⁰ Open Doors, 'Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier' (pages 11 to 12), December 2022

まれ、残りは暴徒や個人による攻撃であった（中略）。これらの攻撃の結果として69か所の教会が汚損され、数百軒もの家屋が損傷した。2016年から2023年（8月16日まで）にかけて、キリスト教会に対する大規模な攻撃の報告はなかった²⁹¹。同報告書には1997年以來のコミュニティと礼拝所に対する暴徒の暴力及びテロ攻撃のリストが記載されている。²⁹²

11.2.4 2022年の出来事を取り上げたCSLの報告書によると、1987年から2022年にかけて、神への冒とくの嫌疑に続く形で23人のキリスト教徒が超法規的に殺害された²⁹³。CSLの2023年版の報告書には2023年中に神への冒とくの嫌疑との関連で殺害されたキリスト教徒の数に関する情報が記載されていなかった。²⁹⁴

11.2.5 2021年と2022年を対象とした報告書の中で、USSD IRFは、宗教の自由の社会的乱用にはキリスト教徒に対する暴力が含まれると言及した^{295,296}。2021年12月、サイルコット（Sailkot）在住のキリスト教徒でスリランカ人の工場経営者が、背教を理由に告発された後で暴徒によって殴打された挙句に死亡した^{297,298}。2022年1月、ペシャーワル市内のシャーイーダン・エ・オール・セインツ教会（Shaheedan-e-all Saints Church）で標的を絞った銃撃があり、アルウィリアム・シラジ（William Siraj）牧師が銃殺され、パトリック・ナイーム（Patrick Naeem）牧師が負傷した^{299,300}。2022年版USSD IRF報告書によると、複数の市民社会組織やメディアからの情報として、2022年に4人のキリスト教徒が当人の信仰を理由に殺害された。³⁰¹

11.2.6 2023年8月16日、ファイサラバード県ジャランワラで地元のキリスト教徒コミュニティに対する暴徒主導の一連の攻撃が起こった際、少なくとも22か所の教会と80軒余りのキリスト教徒の家屋が燃やされ、略奪された^{302,303,304}。キリスト教徒の兄弟2人に対する背教の噂と嫌疑がきっかけで、モスクの拡声器から暴力を扇動するアナウンスが流れ、刺激するような言葉を含む投稿がソーシャルメディアに掲載された後、数千人もの男が町に集結し、キリスト教徒の教会や家屋の攻撃へと進んだ^{305,306,307}。数百人のキリスト教徒世帯が暴力から逃れるため家から逃げ³⁰⁸、一部は近隣のイスラム教徒住民の家に逃げ込んだ。³⁰⁹

11.2.7 HRCP FFMの報告書によると、

「地元住民から集めた情報や行政機関との対話を基に、当ミッションはこれが自然発生的又はランダムな群衆ではなく、地元のキリスト教徒に対する憎悪を

²⁹¹ HRCP, '[Mob-led destruction of churches in Jaranwala, Punjab](#)' (page 1), 25 August 2023

²⁹² HRCP, '[Mob-led destruction of churches in Jaranwala, Punjab](#)' (pages 7 to 12), 25 August 2023

²⁹³ CSJ, '[Human Rights Observer 2023](#)' (page 10), March 2023

²⁹⁴ CSJ, '[Human Rights Observer 2024](#)', March 2024

²⁹⁵ USSD, '[IRF Report 2021](#)' (section III), 2 June 2022

²⁹⁶ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section III), 15 May 2023

²⁹⁷ USSD, '[IRF Report 2021](#)' (section III), 2 June 2022

²⁹⁸ Pakistan Today, '[124 suspects of grisly murder of Sri Lankan arrested so far](#)', 5 December 2021

²⁹⁹ Open Doors, '[Pastor killed in church shooting in Pakistan](#)', 2 February 2022

³⁰⁰ Reuters, '[Gunmen kill priest on his way home from church in Pakistan](#)', 30 January 2022

³⁰¹ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section III), 15 May 2023

³⁰² HRCP, '[Mob-led destruction of churches in Jaranwala, Punjab](#)' (page 1), 25 August 2023

³⁰³ NCHR, '[Jaranwala: Incident Report](#)' (page 4), October 2023

³⁰⁴ Dawn, '[Justice Isa visits Jaranwala to show solidarity with Christian community...](#)', 19 August 2023

³⁰⁵ Dawn, '[5 churches, many homes ransacked in Faisalabad's Jaranwala](#)', 17 August 2023

³⁰⁶ HRCP, '[Mob-led destruction of churches in Jaranwala, Punjab](#)' (pages 1 and 2), 25 August 2023

³⁰⁷ NCHR, '[Jaranwala: Incident Report](#)' (page 4), October 2023

³⁰⁸ Al Jazeera, '[Pakistan Christians in fear after blasphemy allegations trigger...](#)' 23 August 2023

³⁰⁹ France24, '[Targeted Christians found shelter with Muslims during Pakistan...](#)', 17 August 2023

あおるより大規模な運動の一部であったという疑念を排除できない。複数の警察官が、一部のイスラム教徒宗教集団が様々な問題を提起しており、そうした問題が近頃の地域社会の緊張を生んだという点は認めたものの、8月16日に起こった悲惨な攻撃に行き着いたような問題はなかった。また当ミッションは、ジャランワラの様々な場所での攻撃中に撮影された複数のビデオが出回り、特定の宗教系政党のメンバーが群衆を暴力へと扇動する様子が映っていたことも知った。上記で報告した他の要因が示唆するところ、攻撃の背後にはもっと大きな政治的及び社会的な動機があったと考えられる。

多数の証言によると、放火を実行した者の多くはこの都市自体の出身ではなく、隣接する村々から来ていた。ある人の証言によると、人々を満載した牽引トローリー1台と数台のオートバイに人々がある村から既に到着し、後で教会や家屋を焼き払った男らを運んでおり、このように、攻撃は用意周到であったという見解の信ぴょう性が高まる。」³¹⁰

11.2.8 バイラー大学宗教学研究so (Baylor University Institute for the Studies of Religion) の常勤研究員であると同時に宗教自由協会 (RFI) の上級フェローでもあるチャールズ・ラムジー (Charles Ramsey) は、リアル・クリア・ポリティクス (Real Clear Politics) から2023年10月に公表された記事の中でジャランワラでの事件に言及し、それによると、

「現在幅広い人々が抱く認知として、攻撃は目的を伴って引き起こされ、そこに巻き込まれることは危険であった。(パンジャブ) 州政府の長である主席大臣のモーション・ナクヴィ (Mohsin Naqvi) も同様に、攻撃を「国に火を放ち国の平和を破壊する」という「計画された謀略」と捉えた。ナクヴィはジャランワラでの放火の段取りにTLP (パキスタン・ラバイク運動) が関与していたのではないかと疑っていたが、それはTLPが過去に次の選挙での立ち位置を引き上げる目的で行ったことがあるからである。TLPの政策はいかなる犠牲を払ってでも預言者の名誉を擁護することであり、TLPは攻撃以来何度も集会を開き、暴徒を「自分達の感情に圧倒された」として責任を免除する演説を行い、そして非難的を国際的罪人、特に法的構造においてコーランの脱神聖化を許容したデンマークやフランスなどの国々に置いた。TLPなどのグループは西洋に加えインドや中国におけるイスラム教徒に対する不正義の意識を糧にしている。TLPの数はパンジャブ州で膨張し続けており、多くの人々がジャランワラでのキリスト教徒に対する攻撃を、翌年に控えた選挙に備える中での力の誇示と解釈している。」³¹¹

11.2.9 2023年9月に実施されたサルゴダへのHRCP FFMでは2023年7月から8月にかけてキリスト教徒コミュニティのメンバーに対して提起された一連の背教関連FIRについて報告し、それらのFIRが伝えられるところによるとコミュニティに対して迫り来る暴徒の暴力という脅威へとエスカレートした³¹²。TLPや地元イマームによる扇動という報告をよそに、地元の宗教指導者や警察は状況を拡散させることができたが、HRCPが結論で指摘したところによると、「(中略) これらの出来事がこの地域の社会的基礎構造における重大な亀裂を引き起こし、長年にわたり確立されてきた異教徒間調和を混乱させ、対立の脅威と信仰に基づく暴力が持続する状況を生み出した。」³¹³

³¹⁰ HRCP, '[Mob-led destruction of churches in Jaranwala, Punjab](#)' (page 3), 25 August 2023

³¹¹ Real Clear Politics, '[Pakistan's Supreme Court Chief Justice Addresses...](#)', 21 October 2023

³¹² HRCP, '[Mob violence and the social ostracisation of the...](#)' (pages 1 to 3), September 2023

³¹³ HRCP, '[Mob violence and the social ostracisation of the...](#)' (page 5), September 2023

11.3 改宗キリスト教徒

- 11.3.1 オープン・ドアーズWWL 2023にはイスラム教徒の背景を持つキリスト教徒（改宗キリスト教徒）についての状況に関する情報が記載されており、注目点として、「キリスト教徒への改宗の登録は不可能である。子供は父親が「イスラム教徒」として登録されていれば自動的に「イスラム教徒」として登録されることになり、現実には宗教的所属が変わっているかどうかは関係ない。改宗者は発覚すると離婚の脅威に直面し（既婚の場合）、そして相続権を失うと予想される。」³¹⁴
- 11.3.2 オープン・ドアーズWWL 2023によると、「イスラム教徒の背景を持つキリスト教徒は、宗教の自由の侵害という、急進的イスラム教集団（改宗者を背教者とみなす）と家族、友人、近隣住民（改宗を家族とコミュニティに対する裏切りという恥ずべき行為とみなす）の両方から矛先を向けられる事態に苦しむ。」³¹⁵
- 11.3.3 2022年版USSD IRF報告書によると、
「市民社会のメンバーから相変わらず、イスラム教からの改宗者は程度の差こそあれ家族又は社会全体から暴力的報復を受けることを恐れて、密かに暮らしている。4月のメディア報道によると、欧州人権裁判所（ECtHR : European Court of Human Rights）は、キリスト教へ改宗したあるパキスタン人について、もしパキスタンへ戻ったら迫害に直面すると予想されるという根拠により、当人のスイスからの強制送還を差し止めた。法廷文書にはM.A.Mとしか書かれていない原告の代理を務める弁護士から裁判所への説明によると、「改宗者は社会政治的周縁化と画一化された差別だけでなく、神への冒とくの容疑、逮捕、長期の懲役刑、そして自警団的な暴徒の暴力にも直面する。」」³¹⁶
- 11.3.4 2022年4月26日付けのM.A.M対スイス訴訟におけるECtHRからの判決要約は[こちら](#)から入手可能。
- 11.3.5 オープン・ドアーズWWL 2023によると、改宗キリスト教徒は「（中略）周囲のイスラム教コミュニティや自分の家族からの身体的攻撃や差別に直面する、あるいは黒魔術、妙薬、魔よけなどの神秘的慣行を通じた一種の呪術を受けさせられる可能性がある。イスラム教からの改宗者が洗礼を受けることを決意する瞬間から、当人は特有の圧力を加えられ、それは先例がイスラム教の拒絶の究極的形態であり、したがって背教の実行であるとみなされるからである。」³¹⁷
- 11.3.6 さらに、オープン・ドアーズWWL 2023によると、改宗キリスト教徒がキリスト教関連材料を公然と所持することは「非常にリスクが大きく」、また補足として「（中略）イスラム教からの改宗者は必ず、礼拝方法に十分注意しなければならず、特に家族の中で自分だけがキリスト教徒である場合がそうである。聖書及び他のキリスト教関連材料は家族、友人又は近隣住民から取り上げられる可能性があり、たとえ携帯電話機に保存していてもそうである。家族による

³¹⁴ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 38), December 2022

³¹⁵ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 28), December 2022

³¹⁶ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section III), 15 May 2023

³¹⁷ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 39), December 2022

自宅軟禁は、礼拝をこっそり行った場合における別な形態の刑罰である一方、改宗キリスト教徒にとって、監視下に置かれる程度ならまだましである。³¹⁸

- 11.3.7 キリスト教への改宗者を受け入れる教会の能力に関して、オープン・ドアーズ WWL 2023によると、「イスラム教からキリスト教への改宗は家族、社会、政府、急進派から非常に強く反対され、闘いになることから、教会が敢えて改宗者を施設に受け入れるつもりならば、極めて危険な状況になると予想される。改宗者が実際に教会礼拝に参加する場合、これは教会を含めて当人が改宗者であることを知っている者が誰もいない状態で行われる必要がある。³¹⁹

「背教（イスラム教の放棄）」も参照のこと。

[目次に戻る](#)

11.4 強制改宗と強制結婚

- 11.4.1 2022年10月、国連特別報告官は、キリスト教徒を含む宗教的少数派出身の若い女性や女子の誘拐、強制結婚及びイスラム教への改宗が報告によるとまん延していることについて懸念を表明し、保護的法律の施行を強化することによってこの問題に対処するよう政府に要求した³²⁰。2022年版USSD IRF報告書によると、「誘拐や強制改宗の未遂という状況における政府の介入及び裁判所、法執行機関、地方当局による措置に関する報告事例が複数あった。しかし、申し立てられた実行者に対する執行措置はまれであった。」³²¹
- 11.4.2 CSJによると、「強制改宗という用語の法的定義はない（以下略）³²²。CSJとジュビリー・キャンペーンの両方によると、2017年に、非イスラム教徒の女性の強制結婚を刑事犯罪と規定していたパキスタン刑法³²³第498B条が改正されたにもかかわらず、この規定は警察が強制改宗の申立てを捜査する際に適用されていなかった^{324,325}。2021年10月、強制改宗に関する法案について、複数の宗教学者がそれをシャリアと矛盾するとみなした後、ある議会委員会が同法案を拒絶した。^{326,327}
- 11.4.3 メディアにおいて特定され、そして第一報報告書（FIR）、身分証明書、入手可能な裁判所データから検証された事例に関するジュビリー・キャンペーンの分析によると、「2019年1月から2022年にかけて、キリスト教徒の女子の誘拐、強制労働、強制結婚との関連で全国にまたがって合計100件の事例が報告された。2021年に42件（42%）が登録され、正式に報告された件数が2019年（21件、27%）、2020年（12件、12%）及び2022年1月から10月まで（19件、19%）と比べ増加が認められた。」³²⁸

³¹⁸ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (pages 36 to 37), December 2022

³¹⁹ Open Doors, '[Pakistan – WWL 2023 – Full Country Dossier](#)' (page 43), December 2022

³²⁰ OHCHR, '[Mandates of the Special Rapporteur on minority...](#)' (pages 1 and 16), 26 October 2022

³²¹ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

³²² CSJ, '[Human Rights Observer 2023](#)' (page 3), March 2023

³²³ [Pakistan Penal Code](#) (Article 498B, page 170), as amended on 16 February 2017

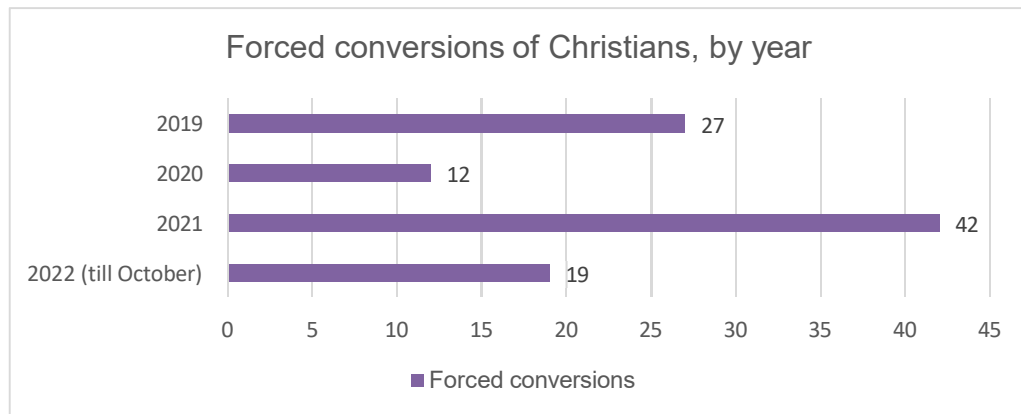
³²⁴ CSJ, '[Human Rights Observer 2023](#)' (page 3), March 2023

³²⁵ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 18), November 2022

³²⁶ Dawn, '[Panel chief rejects draft bill on forced conversion](#)', 14 October 2021

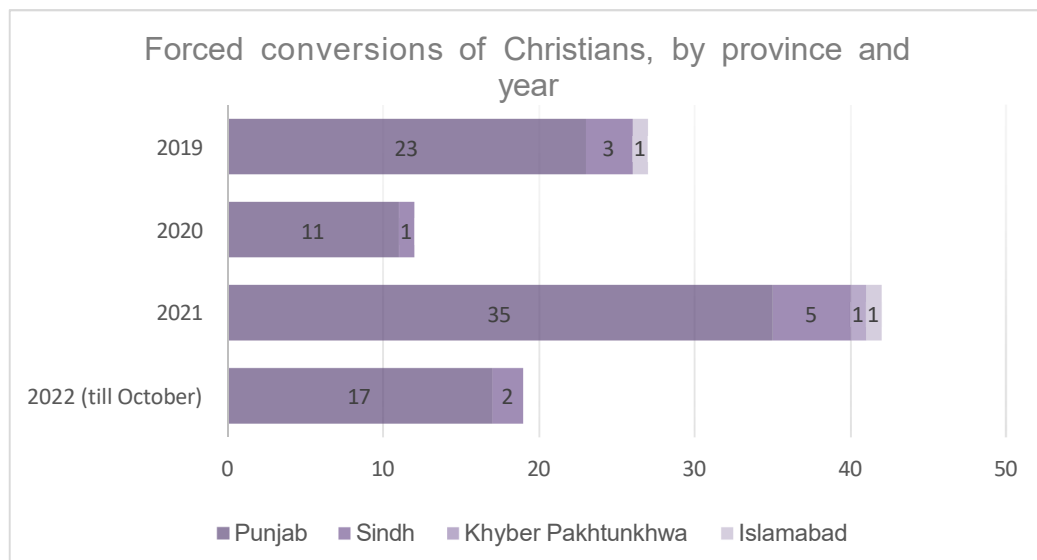
³²⁷ APPG ForB, '[Pakistan Report 2023](#)' (page 18), November 2023

³²⁸ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 4), November 2022



出典データ：ジュビリー・キャンペーン³²⁹

- 11.4.4 主流メディア、ソーシャルメディア、裁判所命令、警察報告において報告された事例に基づくCSJの主張によると、キリスト教徒の強制改宗が**2013年から2020年にかけて72件³³⁰、2021年に38件、2022年に42件³³¹、そして2023年に26件³³²**あった。
- 11.4.5 ジュビリー・キャンペーンによると、強制改宗の数は実際には報告された数より大幅に多いと考えられ、これは影響を受ける家族が全て警察にアクセスできた又は事例を警察に報告できたとは限らないからであり、その背景には例えば汚名、財政上の制約、脅迫や威嚇又は警察の偏見がある。³³³
- 11.4.6 ジュビリー・キャンペーンによると、「州全体で（パキスタン在住のキリスト教徒の女子の誘拐、強制改宗、強制婚姻の申立てが関係する）事例が正式に報告される頻度を見ると、**2019年1月から2022年10月までの期間に事例の86%がパンジャブ州だけで報告され、次いで11%がシンド州、2%がイスラマバード州、1%がハイバル・パフトゥンハー州の順であったことが分かる³³⁴。**バロチスタン州では事例の記録がなかった。³³⁵



³²⁹ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 4), November 2022

³³⁰ CSJ, '[Silence of the Lamb III](#)' (page 6), 2020

³³¹ CSJ, '[Human Rights Observer 2023](#)' (page 4), March 2023

³³² CSJ, '[Human Rights Observer 2024](#)' (page 11) March 2024

³³³ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (pages 3, 16 to 17), November 2022

³³⁴ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 5), November 2022

³³⁵ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 5), November 2022

- 11.4.7 データによると、「（中略）パンジャブ州からはラホール、ファイサラバード、グジュランワラ、シークフプラの各県、シンド州からはカラチ県が、未成年の少数派女子の誘拐、改宗強制結婚の発生率が高い主要な県である。」³³⁷
- 11.4.8 ジュビリー・キャンペーンが分析した100件のうち、被害者79人が18歳未満、うち61人が16歳未満であったが、一部の女子の年齢は、児童婚姻制限法（Child Marriage Restraint Act）の下での訴追を避ける目的で実行者が偽っていた³³⁸。被害者と実行者の年齢差の平均は30歳に近かった。³³⁹
- 11.4.9 司法へのアクセスに関して、国連特別報告官、ジュビリー・キャンペーン、及びNCRCの全てが示唆するところによると、警察は時々、強制改宗の申立てを真摯に受け付けてくれないことがある^{340,341,342}。ジュビリー・キャンペーンによると、「パキスタンの下級裁判所と上級裁判所の両方が、強制結婚や強制改宗の告発が関係する事件において偏見と、適切な手続の遵守の欠如を示した。裁判所は相変わらず、矛盾する判決を出し、そのほとんどが実行者に有利な判決で、それにイスラム教の教義と法理に啓発された理由付けを引合いに出している（以下略）³⁴³。」2022年版USSD IRF報告書によると、「宗教的少数派といくつかの組織が引き続き、強制結婚や強制改宗の申立て事例に対する政府の弱い対応に抗議し、そうした事件が全ての州で恒常的に発生し続けていると指摘した。」³⁴⁴
- 11.4.10 2022年12月、英国政府はイスラム教徒聖職者のミアン・アブドゥル・ハク（Mian Abdul Haq）に対する制裁措置を取った、それは彼が宗教的少数派出身の複数の女子及び女性の強制改宗と強制結婚に関与していたためであった。³⁴⁵
- 11.4.11 在イスラマバード英国高等弁務官事務所が2024年2月に指摘したところによると、「キリスト教徒の女性と女子の強制結婚や強制改宗の事例報告が増加している。そうした改宗と結婚は大抵、被害者や家族に対する暴力脅迫の下で起こる。」³⁴⁶

[目次に戻る](#)

³³⁶ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 4), November 2022

³³⁷ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 8), November 2022

³³⁸ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (pages 6 and 12), November 2022

³³⁹ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 10), November 2022

³⁴⁰ OHCHR, '[Mandates of the Special Rapporteur on minority...](#)' (page 2), 26 October 2022

³⁴¹ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 17), November 2022

³⁴² NCRC, '[Policy Brief on forced conversion with recommendations...](#)' (page 11), December 2021

³⁴³ Jubilee Campaign, '[Conversion without Consent...](#)' (page 15), November 2022

³⁴⁴ USSD, '[IRF Report 2022](#)' (section II), 15 May 2023

³⁴⁵ UK Government, FCDO, '[UK sanctions target 30 corrupt political figures...](#)', 9 December 2022

³⁴⁶ (Annex A), 21 February 2024

付録A

在イスラマバード英国高等弁務官事務所（BHC）からCPIT宛ての書簡

起草日：2013年12月16日

更新日：2024年2月21日

出身国情報報告書ーパキスタンにおけるキリスト教徒

キリスト教徒にとってのパキスタンでの生活状況に関する、在イスラマバード英国高等弁務官事務所で勤務する現地採用職員からの情報

在イスラマバード英国高等弁務官事務所の領事課で勤務する、パキスタン国内のキリスト教徒コミュニティと接触のある現地採用職員が我々に、パキスタンにおけるキリスト教徒の状況に関して内務省から送付された質問について説明した。我々は、質問の大部分において要請されたデータが存在しないことを伝えられた。パキスタンの場合、国勢調査と人口データが容易に入手できない又は定期的に更新されない。しかし、我々の仲間はパキスタン在住のキリスト教徒の生活状況の概要を示すことができ、それを以下に記す。他の情報はパキスタンのメディアや人権団体を含む公開情報源から入手可能である。

人口動態

パキスタン国内の宗教的少数派人口の公式推定は以下のとおりである。

- 96.4%がイスラム教徒
- 1.27%がキリスト教徒
- 1.5%がヒンドゥー教徒
- 0.6%がその他

これを基に、約260万人のキリスト教徒がパキスタンにいと推定される。しかし、キリスト教徒コミュニティでは一部の人々がこの数は過剰に少なく、もっと多くのキリスト教徒がパキスタンにおり、人口の約5～10%であると信じている。彼らが正しいとすれば、その範囲の下限あたりであろうと考えられる。

キリスト教徒の大部分がパンジャブ州を拠点とし、同州ではキリスト教徒が最大規模の宗教的少数派である。かなりの数の人々がラホール、シアルコット、グジュランワラ、ファイサラバードの市内と周囲で暮らしているー推定で200万人がラホール、50万人がパンジャブ州の他地域である。パキスタンで他にキリスト教徒の多い中心地はカラチで、カラチにはゴアン族カトリック教徒のコミュニティがある。

パキスタン在住のキリスト教徒の大部分がローマカトリック教会又はやや少なく、パキスタン教会（英国教会系）のいずれかに属し、他のプロテスタント教会や非国教信奉者教会に属する人々が増えている。

パキスタンにおける非イスラム教徒の憲法上の立場

パキスタン憲法では大統領（第41条）と首相はどちらもイスラム教徒とすると規定している（第91条）。第33条では偏見を禁じ、第36条では少数派の保護を国家に委ねている。第20条では宗教の自由を規定している。（パキスタン憲法）

FCOの年次人権報告書（Annual Human Rights Report）2019年版によると、パキスタンのキリスト教徒を含む宗教的少数派に対する不寛容が依然として重大な懸念である。キリスト教徒に対する差別と暴力がまん延しており、パキスタンはキリスト教徒支援団体であるオープン・ドアーズの「ワールド・ウォッチ・リスト2024年版」でキリスト教徒になるのが最も困難な50か国のうち7位に格付けされた。キリスト教徒はパキスタンでは最も経済的に不利な境遇の集団に数えられ、しばしば殺人、爆弾攻撃、女性や女子の誘拐、強姦、強制改宗、自宅からの立退きの標的にされる。

神への冒とく関連法

パキスタンでは個人的紛争の和解を目的とする神への冒とく関連法の乱用と誤用が日常茶飯事で、宗教的少数派は、キリスト教徒を含め、不釣り合いに標的にされる。神への冒とく関連法事件の大部分はキリスト教徒人口が多いパンジャブ州から生じる。

2023年8月16日、パンジャブ州ジャランワラという町で20か所近くの教会が暴徒の暴力によって破壊された。これは聖なるコーランを汚したとして告発された地元のキリスト教徒コミュニティのメンバーに関連する神への冒とくの嫌疑に続く流れで起こった。これは近年で最も激しい、パキスタンのキリスト教徒コミュニティに対する攻撃であった。

キリスト教徒を相手取って提起される多数の神への冒とく事件が相次いでおり、例えば2021年1月にカラチ市内の看護師1人が職場で告発された後に病院職員から攻撃された。2017年8月、17歳の少年1人が、複数のイスラム教徒のクラスメイトから神への冒とくで告発された後、殺害された。シャグフタ・カウサー（Shagufta Kausar）と夫のシャフガル・エンマヌエル（Shafgat Emmanuel）の事件は2014年に有罪判決が下ったが、まだ係属中で、彼らは上訴審を待つ形でまだ刑務所に収監されている。一方、2020年12月に多少進展があり、ラホール高等裁判所は、2010年に終身刑を言い渡されたイムラン・ガーフル・マシー（Imran Ghafur Mashi）を無罪放免とした。パキスタン人キリスト教徒が国を離れる傾向が高まっており、特にバングラデシュ、スリランカ、タイといった国々で暮らしたがる人が多い。一部の報道によると、南部のパンジャブ州／シンド州で暮らすヒンドゥー教徒／シーク教徒の（パキスタン人とインド人の）世帯がインドへ移住した。他の世帯（キリスト教徒を含む）はカナダやその他の西洋諸国へ移住し、それらの国々には小規模なコミュニティがあり、一部の人々は庇護請求者として来た。

暴力

暴力的攻撃の規模は評価が難しく、これは全てが報告されるわけではないからである。しかし、パキスタン在住のキリスト教徒は依然として暴力的攻撃を受けやすい。2013年3月、ラホール市内のジョセフ・コロニー（Joseph Colony）（主要なキリスト教徒コロニー）が暴徒に攻撃され、これは1人の住民に対する神への冒とくの嫌疑に続いて起こった。2013年9月、ペシャーワル市内のある教会で2度にわたった自爆攻撃の際に85人余りが殺害され、100人余りが負傷した。2015年3月、パキスタン・タリバン（Pakistan Taliban）は、ラホールのユーアナバード区域内の複数のキリスト教会で発生し15人が殺害された2度の自爆攻撃の犯行声明を出した。そして2016年の復活祭の日曜日、ラホール市内のある公園で、爆弾により75人が殺害された（この攻撃はキリスト教徒を狙っていたが、死亡者の大部分はイスラム教徒であった）。2017年12月、バロチスタン州クエッタ市内のある教会が爆弾攻撃を受け、礼拝者9人が死亡し、約60人が負傷した。

施設

パキスタンには多数の教会があり、ほとんどは安全であるが、上記のとおり過激派の行動の標的になり得る。キリスト教系の学校、カレッジ、病院も存在する。一部は1970年代に当時のズルフィカル・アリ・ブット（Zulfikar Ali Bhutto）政権によって国営化されたが、一部は最近になって脱国営化され、元所有者へ返還された。

宗教的少数派の政府からの保護は限られている。宗教問題・異教徒間調和省（MoRH）は主に巡礼参加に対応しており、宗教的少数派の権利保護の部分では効果を上げていない。2015年5月、国家人権委員会が創設された。現委員長は2021年に任命された（ラビヤ・ジャヴェリ・アグハ（Rabiya Javeri Agha）（女性））。2020年5月、国家少数派委員会（NCM）が創設されたが、NCMの有効性と独立性に関する懸念がある。現在はMoRHの管轄下にある。異教徒間調査に関する首相付きの特別代表者が2020年9月に任命された。これは暫定政権が引き継いだ2023年に消滅した。新政権発足時にこの役割が再任命されることになるかどうかは不明である（執筆時点で我々はまだ、2024年2月の選挙後の任命を待っているところである）。

宗教は国に登録され、パスポートに記載されなければならない。

パキスタンには背教を刑事犯罪とする特異的な制定法はない。2007年、男性には死刑、女性には終身刑を課す法案が議会に提案されたが、否決された。とは言え、一部の学者は「制定法における欠陥はイスラム法の参照で埋め合わせる」という原則が潜在的に背教罪に当てはまり得ると信じている。

実際に誰かが背教で刑事訴追されたという事例は見当たらなかったが、改宗は必ず結末を伴う。既婚のイスラム教徒夫婦が別の宗教へ改宗する場合、その夫婦の子は非嫡出子となり、国家の非保護者となる可能性がある、と報じられている。加えて、ある報告書によると、宗教をイスラム教から変更するのは理論的には可能であるが、実際には国家がプロセスを阻害しようとする。イスラム教からの改宗者及び無神論者も、パキスタンの神への冒とく関連法による影響を受けやすく、同法ではコーランの非神聖化又は汚損については終身刑、預言者モハメドに対する軽蔑的な言明をした者については死刑を規定している。

キリスト教徒の女性と女子の強制結婚や強制改宗の事例報告が増加している。そうした改宗と結婚は大抵、被害者や家族に対する暴力脅迫の下で起こる。

婚姻

キリスト教徒の女性又は男性がイスラム教徒と結婚することは、イスラム教へ改宗するつもりであることを条件に、認められ得る。

子の宗教は母親の宗教と同じ宗教として保持される。

婚姻は、結婚する者がどの信仰に従うかに応じて国家に登録される。相応に、2人のキリスト教徒が結婚する場合、イスラム教徒家族法に従って登録しなくてもよい。教会で挙式する場合、キリスト教徒は通常、インドの1872年キリスト教徒婚姻法（Christian Marriage Act）の下で結婚する。2016年2月、シンド州議会はパキスタンの歴史上初めて、シンド州内でのヒンドゥー教徒の婚姻を有効と認識する法制を可決した。パキスタンの他の州でのヒンドゥー教徒の婚姻は当局から認識されない。

この書簡は在イスラマバード英国高等弁務官事務所及びロンドンの外務英連邦省（Foreign and Commonwealth Office）の職員により、完全に、記載された情報源から得られた情報を基に編集されている。本書簡は筆者の意見又は外務英連邦省の何らかの政策を反映するものではない。筆者は本書簡を内務省からの要請への対応として編集しており、本書簡の内容に関する付加的な問合せは全て内務省宛てに送られたい。

[目次に戻る](#)

付録B

在イスラマバード英国高等弁務官事務所（BHC）からCPIT宛ての書簡

日付：2021年2月15日

再発行日：2024年2月21日

キリスト教への改宗者はパキスタンで自由に公然と生活できるか？それらの人々は自分の改宗を理由に「名誉」殺害されるリスクを負うか？国内転居は1つの選択肢であるか、すなわちキリスト教徒にとって他の場所「より安全」とみなされそうな区域はあるか？

我々は内部で、人道問題と人権問題を扱う政治課に相談した。手短に言えば、現実の状況を裏付けるのは困難で、これは頻繁に隠される問題だからである。我々の見解としては、改宗者はおそらく自分に対する余計な関心を引きたがらないであろう。しかし、我々はパキスタン国内の対外問合せ先とのやり取りから、以下に挙げる逸話的証拠を確認した。

- まず、我々の意見として、改宗キリスト教徒がパキスタンで自由に公然と生活するのは難しいと思われ、それは改宗者としての立場がキリスト教徒としての立場に加わるからである。我々の視点で言えば、キリスト教へ改宗したことが知られている人々は、例えば職場での又は当局による重大な差別に苦しむ。パキスタン在住でキリスト教へ改宗したことが知られている人々の場合、生まれながらにキリスト教徒であった人々よりもはるかに困難が待ち受けている。
- 我々の理解としては、パキスタンでは誰かがキリスト教へ改宗するのはまれであろうと思われる。少なくとも公然と改宗するのはまれであろう。したがって、コミュニティにとっては潜在的な反響を伴う、注意すべき行為である。
- 我々の政治課は、国内転居は理論的には可能と考えられると捉え、実際、ラワルピンディなど多数の都市部に、またパンジャブ州とシンド州の全域にキリスト教徒コミュニティが存在していた。都市部へ引っ越すことでもたらされる匿名性を背景に、転居して改宗の事実を明かさないことは実行可能と考えられる。しかし、同じく我々の視点で言えば、キリスト教徒コミュニティ自体がますます、他のコミュニティから隔離されつつあった。したがって、より大きなキリスト教徒コミュニティの中で暮らすキリスト教徒を社会的に除外し、嫌がらせをするのは、より難しいと考えられる一方、必ずしもそうした嫌がらせをコミュニティが阻止してくれるとも限らない。
- 最後に、我々の見解として、改宗キリスト教徒は、こうした困難はあるものの、名誉殺害のリスクを負ってはいなかった。名誉殺害は通常、信仰又は原理の問題というよりむしろ、財産紛争又は認知された不名誉な行動に関連する。

この書簡は在イスラマバード英国高等弁務官事務所の職員により、完全に、記載された情報源から得られた情報を基に編集されている。本書簡は筆者の意見又は英国高等弁務官事務所の何らかの政策を反映するものではない。筆者は本書簡を内務省からの要請への対応として編集しており、本書簡の内容に関する付加的な問合せは全て内務省宛てに送られたい。

版管理及びフィードバック

採択

以下は本ノートが採択された時点での情報である。

- 版番号：**5.0**
- 有効期間：**2024年4月30日**より

公式－機密情報：開示対象外－セクションの始まり

本セクションに記載の情報は内務省内での使用に限られるため、削除された。

公式－機密情報：開示対象外－セクションの終わり

[目次に戻る](#)

本ノートの旧版からの変更点
国別情報及び評価を更新

[目次に戻る](#)